

# 有価証券報告書

(証券取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成18年4月1日  
(第15期) 至 平成19年3月31日

株式会社 熊本ファミリー銀行

(503058)

第15期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

# 有価証券報告書

- 本書は証券取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んであります。

株式会社 熊本ファミリー銀行

# 目 次

	頁
第15期 有価証券報告書	
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【沿革】 .....	6
3 【事業の内容】 .....	7
4 【関係会社の状況】 .....	8
5 【従業員の状況】 .....	9
第2 【事業の状況】 .....	10
1 【業績等の概要】 .....	10
2 【生産、受注及び販売の状況】 .....	34
3 【対処すべき課題】 .....	34
4 【事業等のリスク】 .....	34
5 【経営上の重要な契約等】 .....	39
6 【研究開発活動】 .....	39
7 【財政状態及び経営成績の分析】 .....	39
第3 【設備の状況】 .....	42
1 【設備投資等の概要】 .....	42
2 【主要な設備の状況】 .....	43
3 【設備の新設、除却等の計画】 .....	44
第4 【提出会社の状況】 .....	45
1 【株式等の状況】 .....	45
2 【自己株式の取得等の状況】 .....	54
3 【配当政策】 .....	56
4 【株価の推移】 .....	56
5 【役員の状況】 .....	58
6 【コーポレート・ガバナンスの状況】 .....	60
第5 【経理の状況】 .....	66
1 【連結財務諸表等】 .....	67
2 【財務諸表等】 .....	114
第6 【提出会社の株式事務の概要】 .....	144
第7 【提出会社の参考情報】 .....	145
1 【提出会社の親会社等の情報】 .....	145
2 【その他の参考情報】 .....	145
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	146
監査報告書 .....	巻末

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書

**【根拠条文】** 証券取引法第24条第1項

**【提出先】** 九州財務局長

**【提出日】** 平成19年6月26日

**【事業年度】** 第15期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

**【会社名】** 株式会社熊本ファミリー銀行

**【英訳名】** The Kumamoto Family Bank, Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 取締役頭取 中村 一利

**【本店の所在の場所】** 熊本市水前寺6丁目29番20号

**【電話番号】** 096(385)1111(代表)

**【事務連絡者氏名】** 総合企画部長 黒瀬 英夫

**【最寄りの連絡場所】** 熊本市水前寺6丁目29番20号

**【電話番号】** 096(385)1111(代表)

**【事務連絡者氏名】** 総合企画部長 黒瀬 英夫

**【縦覧に供する場所】** 株式会社熊本ファミリー銀行 福岡営業部  
(福岡市博多区上川端町9番166号)  
株式会社熊本ファミリー銀行 東京支店  
(東京都中央区八重洲2丁目8番7号 福岡ビル2階)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
		(自平成14年 4月1日 至平成15年 3月31日)	(自平成15年 4月1日 至平成16年 3月31日)	(自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	40,127	38,649	38,825	42,721	35,901
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	3,774	16,240	5,306	5,491	59,914
連結当期純利益 (は連結当期純損失)	百万円	1,358	16,749	5,110	3,499	55,195
連結純資産額	百万円	74,621	59,520	66,031	67,412	35,744
連結総資産額	百万円	1,326,686	1,294,836	1,297,437	1,317,438	1,316,270
1株当たり純資産額	円	284.32	160.39	214.69	226.76	232.72
1株当たり当期純利益 (は1株当たり 当期純損失)	円	5.57	137.58	36.41	23.15	449.32
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	5.47		20.80	15.84	
連結自己資本比率 (国内基準)	%	8.74	7.22	8.01	9.28	6.61
連結自己資本利益率	%	1.96	61.87	19.40	10.50	
連結株価収益率	倍	71.81		8.38	17.19	
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	24,985	24,392	25,400	1,456	4,070
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	14,826	2,865	4,478	30,528	52,336
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,204	483	14	9,107	33,876
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	97,795	75,784	96,699	76,746	62,365
従業員数	人	1,639	1,574	1,489	1,475	1,500
[外、平均臨時従業員数]		[261]	[313]	[339]	[417]	[486]

- (注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 平成15年度及び平成18年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しますが、純損失が計上されているので、記載しておりません。
- 3 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
- 4 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益（又は当期純損失）」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益（以下、「1株当たり情報」という。）の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。
- また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「（1）連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 5 連結自己資本比率は、平成18年度から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。なお、平成17年度以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

## (2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	
決算年月		平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	
経常収益	百万円	39,273	37,976	37,720	41,789	35,093	
経常利益 (は経常損失)	百万円	3,542	16,810	5,099	5,329	61,797	
当期純利益 (は当期純損失)	百万円	1,208	17,156	4,991	4,682	57,034	
資本金	百万円	34,262	34,262	34,262	34,262	34,262	
発行済株式総数	千株	普通株式	121,943	121,943	122,406	122,896	123,516
		第一回 第一種 優先株式	20,000	20,000	19,630	19,238	18,742
		第一回 第二種 優先株式	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
純資産額	百万円	74,549	59,040	65,426	67,989	9,800	
総資産額	百万円	1,327,424	1,295,291	1,297,196	1,318,405	1,316,455	
預金残高	百万円	1,209,551	1,193,024	1,194,375	1,205,827	1,177,437	
貸出金残高	百万円	1,021,637	1,023,798	997,744	1,006,836	980,574	
有価証券残高	百万円	139,235	139,951	146,772	180,512	234,213	
1株当たり純資産額	円	283.63	156.38	209.65	231.37	240.12	
1株当たり配当額	円	普通株式	3.00		1.00	1.00	
		第一回 第一種 優先株式	14.00		14.00	14.00	
		第一回第二 種優先株式	9.98		9.98	9.98	
(内1株当たり 中間配当額)	(円)	普通株式	(2.00)	( )	( )	( )	( )
		第一回第一 種優先株式	(7.00)	( )	( )	( )	( )
		第一回第二 種優先株式	(4.99)	( )	( )	( )	( )
1株当たり当期純利益 (は1株当たり 当期純損失)	円	4.34	140.87	35.42	32.81	464.17	
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円			20.32	21.17		
単体自己資本比率 (国内基準)	%	8.72	7.17	7.94	9.33	6.48	
自己資本利益率	%	1.53	64.02	19.34	14.87		
株価収益率	倍	92.16		8.61	12.13		
配当性向	%	69.08		2.83	3.05		
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,331	1,247 [149]	1,147 [174]	1,121 [212]	1,142 [267]	

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 第11期(平成15年3月)の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないので記載しておりません。  
また、第12期(平成16年3月)及び第15期(平成19年3月)の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在しますが、純損失が計上されているので記載しておりません。
- 3 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成19年3月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 4 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益(又は当期純損失)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。  
また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2「(1)財務諸表の「1株当たり情報」に記載しております。
- 5 自己資本比率は、平成18年度から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。  
なお、平成17年度以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

## 2【沿革】

昭和4年1月	熊本県下の山鹿興業無尽商会の営業全部を譲受け、熊本市下通町110番地に熊本無尽株式会社を設立
昭和4年4月	本店を熊本市西唐人町23番地へ移転
昭和8年3月	熊本県玉名郡高瀬町158の1の1番地(現在の玉名市)に肥後無尽株式会社を設立
昭和9年2月	熊本無尽株式会社 本店を熊本市花畑町89番地の9へ移転
昭和12年12月	肥後無尽株式会社 本店を熊本市山崎町44番地へ移転
昭和17年8月	熊本無尽株式会社 福栄無尽株式会社を合併
昭和18年2月	肥後無尽株式会社 阿蘇無尽株式会社の営業を譲り受け
昭和18年3月	肥後無尽株式会社 城南無尽株式会社を合併
昭和26年10月	相互銀行の営業免許を取得し、商号を株式会社熊本相互銀行(旧熊本無尽株式会社)、株式会社肥後相互銀行(旧肥後無尽株式会社)と変更
昭和52年10月	九州地区相互銀行8行共同オンラインスタート
昭和57年10月	株式会社熊本ケーシーカードサービスを設立(昭和60年8月株式会社熊本総合ファイナンスに商号変更。現・連結子会社)
昭和58年4月	証券業務取扱開始(国債等の窓口販売)
昭和59年7月	株式会社熊本相互銀行 本店を熊本市水前寺6丁目29番20号へ移転
昭和61年8月	株式会社熊本相互銀行 外国為替業務取扱開始
昭和62年4月	相友企業株式会社を設立(平成11年12月熊本ファミリー不動産株式会社に商号変更。平成12年4月㈱くまぎん不動産を合併。現・連結子会社)
昭和62年6月	商品有価証券売買業務取扱開始
昭和62年10月	株式会社肥後相互銀行 外国為替業務取扱開始
昭和62年10月	株式会社熊本相互銀行、株式会社肥後相互銀行福岡証券取引所に株式上場
平成元年1月	肥後ファミリービジネスサービス株式会社を設立(平成6年4月熊本ファミリービジネス株式会社へ商号変更。平成11年4月熊本ファミリー人材派遣株式会社と合併。現・連結子会社)
平成元年2月	「金融機関の合併及び転換に関する法律」に基づき大蔵大臣の認可を受け商号を株式会社熊本銀行(旧熊本相互銀行)、株式会社肥後ファミリー銀行(旧肥後相互銀行)と変更
平成元年6月	株式会社熊本カードを設立(現・連結子会社)
平成2年6月	ファミリーカード株式会社を設立(現・連結子会社)
平成3年10月	株式会社熊本銀行と株式会社肥後ファミリー銀行が合併契約書に調印(合併期日 平成4年4月1日)
平成4年4月	株式会社熊本銀行と株式会社肥後ファミリー銀行が対等合併し株式会社熊本ファミリー銀行となる
平成6年10月	信託代理店業務開始
平成7年6月	海外コルレス業務開始
平成9年9月	熊本ファミリー総合管理株式会社を設立(現・連結子会社)
平成10年12月	証券投資信託の窓口販売業務開始
平成13年4月	損害保険窓口販売業務開始
平成14年10月	生命保険窓口販売業務開始
平成17年1月	アイワイバンク銀行とATM利用提携
平成17年9月	ISO14001の認証取得
平成19年1月	イーネットとコンビニATM利用提携
平成19年3月	株式会社熊本ファミリー銀行の上場廃止
平成19年4月	株式会社福岡銀行と共同株式移転により完全親会社「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」を設立するとともに、同社の株式を東京証券取引所、大阪証券取引所、福岡証券取引所に上場、当行は「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」の完全子会社となる。

### 3 【事業の内容】

当行グループ（当行及び当行の関係会社）は、当行、（連結）子会社7社で構成され、銀行業務を中心に、人材派遣業、受託業務、クレジットカード業務等の金融サービスに係る事業を行っております。

当行グループの事業に係る位置付けは次のとおりであります。

#### 〔銀行業〕

当行の本店ほか支店・出張所においては、地域における中小企業、個人向け業務を当行グループの中核業務と位置付け、以下の業務に取り組んでおります。

預金または定期積金の受入れ、資金の貸付または手形の割引並びに為替取引

債務の保証、手形の引受その他前号の銀行業務に付随する業務

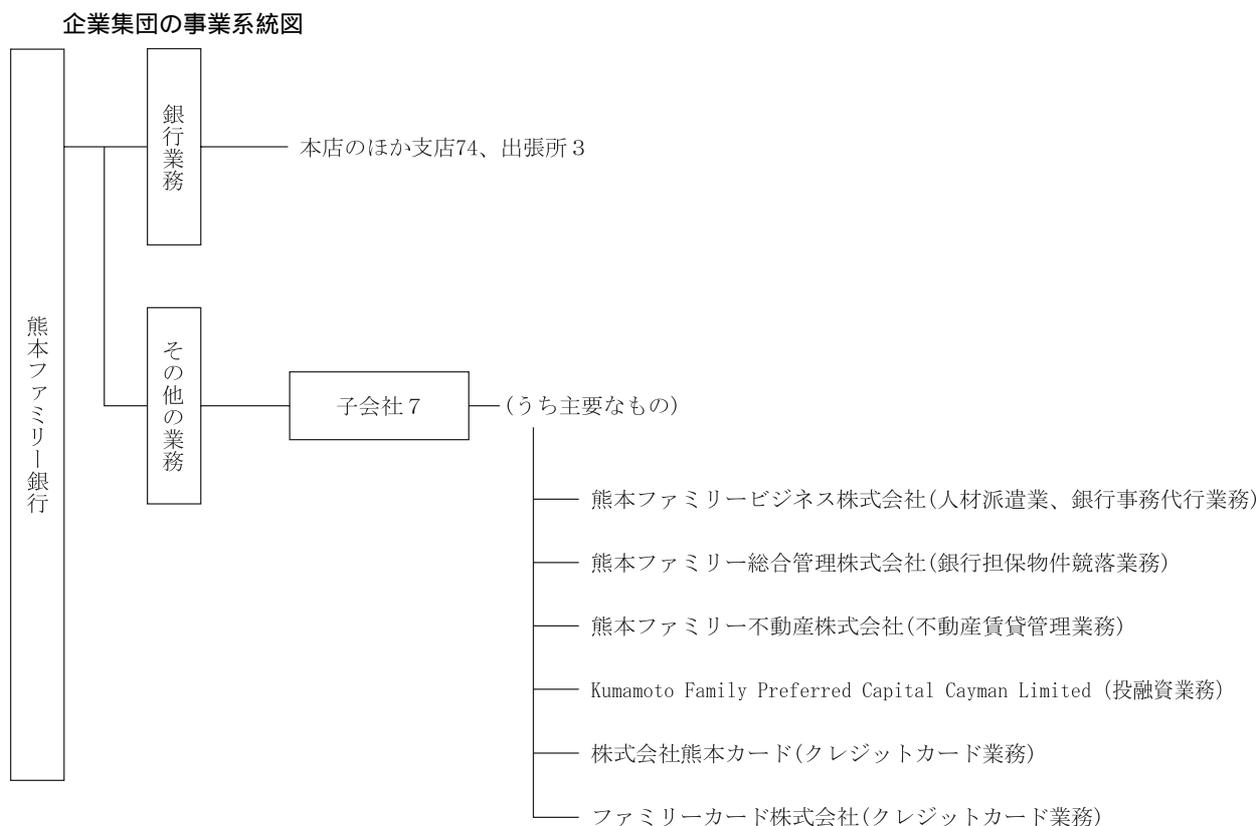
国債、地方債その他の有価証券に係る引受け、募集、売出しの取扱い、売買その他の業務

その他前各号に付帯または関連する業務

#### 〔その他〕

子会社において、人材派遣業、受託業務、クレジットカード業務等を行っており、お客様の幅広いニーズにお応えしていくための業務と位置付けて、取り組んでおります。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと以下のとおりであります。



(注) Kumamoto Family Preferred Capital Cayman Limited は設立により当連結会計年度から連結子会社としております。

#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合(%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) 熊本ファミ リービジネ ス(株)	熊本市水前 寺6丁目31 番8号	40	人材派遣業 銀行事務代 行業	100.0 ( )	1 (1)		預金取引関係 業務受託関係	提出会社より 建物の一部を 賃借	なし
熊本ファミ リー総合管 理(株)	熊本市水前 寺6丁目31 番8号	200	銀行担保物 件競落業務	100.0 ( )	3 (2)		預金取引関係 担保不動産の 競落関係	提出会社より 建物の一部を 賃借	なし
(株)熊本カー ド(注)4	熊本市山崎 町44番地	30	クレジット カード業務	40.0 ( )	2 (2)		預金取引関係 金銭貸借関係	提出会社より 建物の一部を 賃借	なし
ファミリー カード(株)	熊本市山崎 町44番地	37	クレジット カード業務	96.4 ( )	2 (2)		預金取引関係 金銭貸借関係	提出会社より 建物の一部を 賃借	なし
(株)熊本総合 ファイナ ンス (注)4、5	熊本市水前 寺6丁目29 番20号	30	金銭貸付業 務	46.7 (43.3)	2 (1)		預金取引関係 金銭貸借関係	提出会社より 建物の一部を 賃借	なし
熊本ファミ リー不動産 (株)	熊本市水前 寺6丁目29 番20号	620	店舗用不動 産の取得賃 貸管理業	100.0 ( )	5 (4)		預金取引関係 金銭貸借関係	・提出会社よ り建物の一 部を賃借 ・提出会社へ 土地を賃貸	なし
Kumamoto Family Preferred Capital Cayman Limited (注)6	英国領西イ ンド・ケイ マン諸島・ グランドケ イマン	25,500	投融资業務	100.0 ( )	2 (-)		社債の引受		なし

- (注) 1 上記関係会社のうち、有価証券報告書(又は有価証券届出書)を提出している会社はありません。
- 2 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の( )内は子会社による間接所有の割合(内書き)であります。
- 3 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の( )内は、当行の役員(内書き)であります。
- 4 持分は100分の50以下であります、実質的に支配しているため子会社としたものであります。
- 5 株式会社熊本総合ファイナンスは平成19年3月31日清算を結了しております。
- 6 上記関係会社 Kumamoto Family Preferred Capital Cayman Limited は特定子会社に該当します。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成19年3月31日現在

	銀行業務	その他の業務	合計
従業員数(人)	1,142 [267]	358 [219]	1,500 [486]

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時雇員 508人を含んでおりません。  
 2 臨時従業員数は、[ ]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

### (2) 当行の従業員数

平成19年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,142 [267]	40.3	17.6	5,387

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時雇員 281人を含んでおりません。  
 2 臨時従業員数は、[ ]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。  
 3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
 4 当行の従業員組合は、熊本ファミリー銀行従業員組合と称し、組合員数は 771人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### 経営の基本方針

##### (1) 経営理念

熊本ファミリー銀行は、本年4月2日、福岡銀行と共同株式移転により親会社である株式会社ふくおかフィナンシャルグループを設立しました。「ふくおかフィナンシャルグループ」は以下の経営理念の下で、金融サービスの向上を通じて地域社会に対してより多くの貢献を果たすとともに、企業価値を持続的に成長させることでステークホルダーの期待を超える金融グループの実現を目指してまいります。

#### 《ふくおかフィナンシャルグループ経営理念》

ふくおかフィナンシャルグループは、  
高い感受性と失敗を恐れない行動力を持ち、  
未来志向で高品質を追求し、  
人々の最良な選択を後押しする、  
すべてのステークホルダーに対し、価値創造を提供する金融グループを目指します。

##### (2) グループブランド

ふくおかフィナンシャルグループ（以下FFG）はグループ経営理念を共通の価値観として行動し、お客様、株主の皆様、地域社会、そして従業員にとってFFGが真に価値ある存在であり続けるための約束として、『コアバリュー』を表明し、ブランドスローガン『あなたのいちばんに。』を展開していきます。

#### 《コアバリュー》

いちばん身近な・・・お客様の声に親身に心から耳を傾け、対話し、共に歩みます

いちばん頼れる・・・豊富な知識と情報を活かし、お客様一人ひとりに最も適したサービスを提供します

いちばん先を行く・・・金融サービスのプロ集団として、すべての人の期待を超える提案を続けます

#### 《ブランドスローガン》

「あなたのいちばんに。」 ブランドスローガンは、コアバリューを一言に凝縮したFFGの想いです。

#### 中長期的な会社の経営戦略

熊本ファミリー銀行では普遍的な価値観であるFFGグループ経営理念を踏まえ、FFG第一次中期経営計画のもと、4月から「中期経営計画2007」（計画期間 平成19年4月～平成21年3月）をスタートさせました。「中期経営計画2007」では、目指す銀行像として「地域になくてはならない銀行」を掲げております。

## (1) 目指す銀行像

**「地域になくてはならない銀行」**

**地域貢献No.1銀行**

**お客様満足度No.1銀行**

今後は、これまで以上に取引先への支援や地域への貢献を果たしながらグループ全体の企業価値の向上を目指し、熊本県下では「地域になくてはならない銀行」として一段と高いステータスを持った銀行へと成長していきたいと考えております。

## (2) 中長期的な経営戦略

熊本ファミリー銀行ではF F G第一次中期経営計画のもと、平成19年4月から計画期間を2年間とする「中期経営計画2007」をスタートさせました。その戦略・施策の基本方針は、F F Gの統一した経営戦略のもと、その営業基盤に対し最も効果的・効率的な「攻めの経営」を行っていくと共にリスク管理・内部管理体制及び業務運営体制の高度化による「規律ある経営」を行っていくことです。

「中期経営計画2007」の戦略体系は、営業戦略、リスクマネジメント戦略、事務戦略、IT戦略、人財戦略、クオリティ戦略の6つの戦略で構成します。なかでもクオリティ戦略は全戦略の根幹に位置づけています。

### **営業戦略・「Face to Faceによるリテール特化型営業の展開」**

Face to Face を強化し熊本県内のリテール営業に重点を置いた施策を展開していきます。

営業体制については、現行の「エリア制」を発展させた「ブロック制」を県内全域に導入し、ブロック単位での厚みのある営業推進を図っていきます。またお客様本位の観点から営業店内の体制をセグメント別（法人・個人）に再編し「全員営業型」の体制構築を進めていきます。また経営統合メリットを最大限発揮し福岡銀行のソリューション力を積極的に活用しながら協業を進め、F F G本体への企画機能の一部集約を含む本部組織のスリム化等により、営業人員の増強・営業力の強化に取り組んでいきます。

### **営業体制と戦力強化**

営業体制は、熊本市内のエリア制を発展させ、熊本県内に範囲を広げたブロック制を導入するとともに、店舗のミッション・役割を明確化し、営業店体制においては、既に導入の法人営業グループ、リテール営業グループを定着化させ、全員営業による推進体制の強化を図り本部組織のスリム化・業務の効率化、営業店業務の見直しなどにより、人員を営業部門に配置するなど、営業戦力の強化に取り組んでおります。

### **営業店体制**

法人営業グループ、リテール営業グループでのセグメント別体制を徹底し、各人の役割の明確化と効率化によるチーム営業の確立と全員営業体制の構築を目指し、営業活動に専念できる体制づくりの構築を行います。

### **リスクマネジメント戦略・「リスクマネジメント体制の確立」**

法令・金融・行政・制度等の高度化の中で求められている統合リスク管理態勢の確立やバーゼルへの対応、信用リスク管理のさらなる強化、J-SOX法に対応するための内部統制態勢の整備・構築・内部監査の実効性の確保に取り組んでいきます。

### **事務戦略・「事務の統一と効率化の追求」**

システム統合とあわせて福岡銀行の事務取扱に統一してまいります。また、事務・業務の本部集中化やアウトソーシングの拡大による効率化を推進してまいります。

### **IT戦略・「システム統合に向けた対応」**

経営統合のシナジーを最大限に発揮させるための重要な要件であるシステムを、早期かつ安全確実に統合するための対応を図ってまいります。

### **人財戦略・「人材資本の充実と戦略的配置」**

積極的な営業展開に不可欠な「営業戦略の増強」のため、本部人員を大幅に営業・フロント部門へシフトしていきます。また企業は何より人であり、人材育成に取り組んでまいります。

### **クオリティ戦略・「企業カルチャーの変革」**

「銀行はサービス業である」との原点に立ち返り、CS（顧客満足度）の向上を目指し「企業カルチャーの変革」に積極的に取り組み、お客さまから選ばれる銀行を目指します。

具体的には、営業店ロビーへの「お客様責任者」の配置や全営業店のバリアフリー対応等により、ご来店いただきやすい営業店をつくります。また、広告・店舗デザイン等のブランディング戦略も展開してまいります。

コンプライアンス（法令等遵守）については、引き続き経営の最重要課題と位置づけ、態勢の一層の強化を図るとともに、地域社会の一員としてCSR（企業の社会的責任）への取り組みも強化してまいります。

## **金融経済環境**

平成18年度の我が国経済は、世界経済の持続的な拡大と好調な輸出に支えられ、緩やかな回復基調を続けました。企業業績が輸出や設備投資の増加により好調に推移したこと等により雇用情勢にも改善がみられました。しかしながら、雇用者所得の伸びは鈍化し、個人消費は伸び悩み、年後半からは横ばいで推移しました。

金融面では、日本銀行による平成18年3月の量的緩和政策解除後、7月のゼロ金利解除、平成19年2月に追加利上げが実施され、短期金利は段階的に上昇基調を辿り、長期金利は先行きの景気、物価の安定を受けて、低下基調を辿りました。株価は、一時グローバルなリスク削減の動きの影響から下落しましたが、その後は、好調な企業業績が好感され、総じて上昇基調を辿りました。外国為替は、米国の景気減速観の高まり等から米ドルは弱含む場面もありましたが、年度後半はやや円安傾向となりました。

一方、国内景気は、企業収益・景況観が緩やかに回復しているなか、当行の主要な取引先である中小企業においては、競争の激化に伴う業種間・企業間格差が拡大、また地価も下落傾向を脱していないなど、総じて景気回復の足どりは鈍い状況にありました。

## **業績**

このような金融経済環境の中、当行グループ連結の平成19年3月期の損益状況については、福岡銀行との経営統合後の一体的な財務運営を行うため、当行の自己査定基準および貸倒償却・引当基準等の財務基準を地銀の中でも極めて保守的とされる福岡銀行の基準に統一し、自己査定を実施した結果、本年度において592億円の不良債権処理を実施したことなどを主因に、経常利益は前年同期

比654億円減少し599億円、当期純利益は前年同期比586億円減少し551億円の損失となりました。

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末比11億円減少し1兆3,162億円となりました。

預金は、決済用預金を中心とした法人要求払預金が減少したことなどにより、期中283億円減少し、平成19年3月末残高は1兆1,769億円となりました。一方、運用面では、貸出金は、住宅ローンが増加したものの、不良債権処理に伴う貸出債権の売却などにより、期中299億円減少し、当連結会計年度末の残高は9,793億円となりました。また、有価証券は、金利動向に留意しながら、債券購入など計画的な資金運用に努めた結果、期中533億円増加し、当連結会計年度末の残高は2,334億円となりました。

自己資本比率は、上記損益状況が反映する一方で、福岡銀行の資本支援を得て資本増強を行った結果、連結ベースで前年同期比2.67ポイント低下し、6.61%となりました。

#### キャッシュ・フローの状況

連結キャッシュ・フローでは、営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純損失600億円、預金の減少283億円等があったものの、譲渡性預金の増加160億円、資金運用収入292億円等の要因により期末比26億円増加し40億円、投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出が1,376億円、有価証券の売却及び償還による収入が合計で819億円となったこと等から前期末比218億円減少し523億円、また財務活動によるキャッシュ・フローは、福岡銀行からの劣後特約付借入金による収入100億円、優先出資証券の発行による収入250億円等の要因により、前期末比247億円増加し338億円となりました。

以上の結果、当期末の現金及び現金同等物の残高は、前期末残高より143億円減少し、623億円となりました。

(1) 国内・国際業務部門別収支

国内業務部門の資金運用収支は260億89百万円となり、前連結会計年度比22億9百万円の減少となりました。これは、有価証券利息配当金は増加したものの、貸出金利回りの低下による貸出金利息の減少による資金運用収益の減少及び外部負債の増加による資金調達費用の増加が主な要因であります。また、役務取引等収支は預かり資産に伴う手数料や住宅ローンに伴う手数料の増加により前連結会計年度比5億17百万円増加し21億36百万円となり、その他業務収支は、前連結会計年度比2億62百万円減少し、9億44百万円となりました。

国際業務部門の資金運用収支は前連結会計年度比38百万円減少し、93百万円となり、役務取引等収支は前連結会計年度比0百万円減少し、14百万円となりました。その他業務収支は8億45百万円減少し、8億円となりました。

その結果、相殺消去後の資金運用収支は261億82百万円となり、前連結会計年度比22億48百万円の減少となりました。また、役務取引等収支は5億16百万円増加し、21億51百万円となり、その他業務収支は11億7百万円減少し、17億45百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	28,298	131		28,430
	当連結会計年度	26,089	93		26,182
うち資金運用収益	前連結会計年度	30,136	1,076	16	31,196
	当連結会計年度	29,136	154	29	29,261
うち資金調達費用	前連結会計年度	1,837	944	16	2,766
	当連結会計年度	3,046	61	29	3,078
役務取引等収支	前連結会計年度	1,619	15		1,634
	当連結会計年度	2,136	14		2,151
うち役務取引等収益	前連結会計年度	4,017	24		4,042
	当連結会計年度	4,382	21		4,403
うち役務取引等費用	前連結会計年度	2,398	9		2,407
	当連結会計年度	2,245	7		2,252
その他業務収支	前連結会計年度	682	44		638
	当連結会計年度	944	800		1,745
うちその他業務収益	前連結会計年度	1,075	44		1,119
	当連結会計年度	1,026	48		1,075
うちその他業務費用	前連結会計年度	1,758			1,758
	当連結会計年度	1,971	849		2,821

(注) 1 「国内業務部門」は、当行の国内店及び国内子会社の円建取引、「国際業務部門」は、当行の国内店及び国内子会社の外貨建取引であります。

2 相殺消去額( )は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借に伴う消去額を記載しております。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用 / 調達の状況

合計の資金運用勘定の平均残高は、1兆2,260億95百万円となり、前連結会計年度比775億48百万円の増加となりました。これは、国内業務部門の貸出金が189億71百万円、有価証券が420億78百万円、コールローン及び買入手形が246億11百万円それぞれ増加したことによるものであります。

資金調達勘定の平均残高は、1兆2,391億11百万円となり、前連結会計年度比692億66百万円の増加となりました。これは、国内業務部門の借入金が219億8百万円、譲渡性預金が186億16百万円、劣後社債が227億28百万円増加したことによるものであります。

利回りは、資金運用利回りが前連結会計年度比0.33%低下したことにより2.39%となりました。また、資金調達利回りが0.01%上昇したことにより0.25%となりました。

国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	1,135,651	30,136	2.65
	当連結会計年度	1,225,502	29,136	2.38
うち貸出金	前連結会計年度	968,459	28,433	2.94
	当連結会計年度	987,430	26,774	2.71
うち商品有価証券	前連結会計年度	0	0	0.00
	当連結会計年度	0	0	0.00
うち有価証券	前連結会計年度	155,651	1,595	1.02
	当連結会計年度	197,729	2,074	1.05
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	49	0	0.01
	当連結会計年度	24,660	72	0.30
うち買現先勘定	前連結会計年度	3,180	0	0.01
	当連結会計年度	2,498	5	0.23
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち預け金	前連結会計年度	3,301	0	0.00
	当連結会計年度	2,470	1	0.06
資金調達勘定	前連結会計年度	1,154,413	1,838	0.16
	当連結会計年度	1,238,479	3,046	0.25
うち預金	前連結会計年度	1,151,026	1,797	0.16
	当連結会計年度	1,177,533	2,448	0.21
うち譲渡性預金	前連結会計年度			
	当連結会計年度	18,616	101	0.55
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度			
	当連結会計年度	5	0	0.22
うち売現先勘定	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うちコマースシャル・ペーパー	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち借入金	前連結会計年度		1	
	当連結会計年度	21,908	170	0.78

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、金融業以外の国内子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2 「国内業務部門」は当行の国内店及び国内子会社の円建取引であります。

国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	19,332	1,076	5.57
	当連結会計年度	10,404	154	1.49
うち貸出金	前連結会計年度	2,035	87	4.31
	当連結会計年度	158	8	5.64
うち商品有価証券	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち有価証券	前連結会計年度	9,948	134	1.36
	当連結会計年度	9,668	132	1.37
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち買現先勘定	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち預け金	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
資金調達勘定	前連結会計年度	21,870	944	4.32
	当連結会計年度	10,443	61	0.59
うち預金	前連結会計年度	21,862	872	3.99
	当連結会計年度	615	23	3.86
うち譲渡性預金	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	1	0	4.89
	当連結会計年度	9	0	5.78
うち売現先勘定	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うちコマースナル・ ペーパー	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち借入金	前連結会計年度			
	当連結会計年度			

(注) 「国際業務部門」は、当行の国内店及び国内子会社の外貨建取引であります。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 ( )	合計	小計	相殺 消去額 ( )	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	1,154,983	6,437	1,148,546	31,212	16	31,196	2.72
	当連結会計年度	1,235,906	9,811	1,226,095	29,290	29	29,261	2.39
うち貸出金	前連結会計年度	970,494		970,494	28,521		28,521	2.94
	当連結会計年度	987,589		987,589	26,783		26,783	2.71
うち商品有価証券	前連結会計年度	0		0	0		0	0.00
	当連結会計年度	0		0	0		0	0.00
うち有価証券	前連結会計年度	165,599		165,599	1,729		1,729	1.04
	当連結会計年度	207,398		207,398	2,207		2,207	1.06
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	49		49	0		0	0.01
	当連結会計年度	24,660		24,660	72		72	0.30
うち買現先勘定	前連結会計年度	3,180		3,180	0		0	0.01
	当連結会計年度	2,498		2,498	5		5	0.23
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度							
	当連結会計年度							
うち預け金	前連結会計年度	3,301		3,301	0		0	0.00
	当連結会計年度	2,470		2,470	1		1	0.06
資金調達勘定	前連結会計年度	1,176,283	6,437	1,169,845	2,782	16	2,766	0.24
	当連結会計年度	1,248,923	9,811	1,239,111	3,108	29	3,078	0.25
うち預金	前連結会計年度	1,172,888		1,172,888	2,669		2,669	0.23
	当連結会計年度	1,178,149		1,178,149	2,472		2,472	0.21
うち譲渡性預金	前連結会計年度							
	当連結会計年度	18,616		18,616	101		101	0.55
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	1		1	0		0	4.89
	当連結会計年度	14		14	0		0	3.72
うち売現先勘定	前連結会計年度							
	当連結会計年度							
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度							
	当連結会計年度							
うち コマーシャル・ ペーパー	前連結会計年度							
	当連結会計年度							
うち借入金	前連結会計年度				1		1	
	当連結会計年度	21,908		21,908	170		170	0.78

(注) 1 「国内業務部門」は、当行の国内店及び国内子会社の円建取引、「国際業務部門」は、当行の国内店及び国内子会社の外貨建取引であります。

2 相殺消去額( )は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借に伴う消去額を記載しております。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、前連結会計年度比3億61百万円増加して、44億3百万円となり、役務取引等費用は、前連結会計年度比1億55百万円減少して22億52百万円となり、その結果、役務取引等収支は、前連結会計年度比5億16百万円増加して21億51百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	4,017	24		4,042
	当連結会計年度	4,382	21		4,403
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	1,146			1,146
	当連結会計年度	1,142			1,142
うち為替業務	前連結会計年度	1,433	23		1,456
	当連結会計年度	1,372	20		1,393
うち証券関連業務	前連結会計年度	11			11
	当連結会計年度	5			5
うち代理業務	前連結会計年度	681			681
	当連結会計年度	669			669
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	11			11
	当連結会計年度	11			11
うち保証業務	前連結会計年度	35	0		36
	当連結会計年度	42	0		42
役務取引等費用	前連結会計年度	2,398	9		2,407
	当連結会計年度	2,245	7		2,252
うち為替業務	前連結会計年度	242	9		251
	当連結会計年度	234	7		241

(注) 1 「国内業務部門」は、当行の国内店及び国内子会社の円建取引、「国際業務部門」は、当行の国内店及び国内子会社の外貨建取引であります。

2 相殺消去額( )は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借に伴う消去額を記載しております。

## (4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

## 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	1,204,610	735		1,205,345
	当連結会計年度	1,176,606	347		1,176,954
うち流動性預金	前連結会計年度	414,883	34		414,918
	当連結会計年度	413,553	36		413,589
うち定期性預金	前連結会計年度	778,596	700		779,297
	当連結会計年度	756,804	311		757,116
うちその他	前連結会計年度	11,130			11,130
	当連結会計年度	6,248			6,248
譲渡性預金	前連結会計年度				
	当連結会計年度	16,000			16,000
総合計	前連結会計年度	1,204,610	735		1,205,345
	当連結会計年度	1,192,606	347		1,192,954

(注) 1 「国内業務部門」は、当行の国内店及び国内子会社の円建取引、「国際業務部門」は、当行の国内店及び国内子会社の外貨建取引であります。

2 預金の区分は次のとおりであります。

流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

(5) 国内・国際業務部門別貸出金残高の状況  
業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成18年3月31日		平成19年3月31日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	1,009,002	100.00	979,364	100.00
製造業	59,252	5.87	60,884	6.22
農業	8,484	0.84	6,506	0.66
林業	427	0.04	317	0.03
漁業	5,250	0.52	4,428	0.45
鉱業	3,130	0.31	2,972	0.30
建設業	86,905	8.61	73,536	7.51
電気・ガス・熱供給・水道業	1,371	0.14	3,848	0.39
情報通信業	1,343	0.13	2,363	0.24
運輸業	16,611	1.65	17,041	1.74
卸売・小売業	108,093	10.71	98,470	10.06
金融・保険業	45,895	4.55	55,487	5.67
不動産業	133,421	13.22	133,702	13.65
各種サービス業	250,316	24.81	211,472	21.59
地方公共団体	11,967	1.19	18,969	1.94
その他	276,529	27.41	289,360	29.55
国際業務部門	361	100.00		
政府等				
金融機関				
その他	361	100.00		
合計	1,009,363		979,364	

(注) 「国内業務部門」は当行の国内店及び国内子会社の円建取引、「国際業務部門」は、当行の国内店及び国内子会社の外貨建取引であります。

外国政府等向け債権残高(国別)  
該当ありません。

## (6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

## 有価証券残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	77,259			77,259
	当連結会計年度	142,514			142,514
地方債	前連結会計年度	292			292
	当連結会計年度	685			685
短期社債	前連結会計年度				
	当連結会計年度				
社債	前連結会計年度	60,581			60,581
	当連結会計年度	66,721			66,721
株式	前連結会計年度	26,158			26,158
	当連結会計年度	23,202			23,202
その他の証券	前連結会計年度	5,042	10,735		15,778
	当連結会計年度	284			284
合計	前連結会計年度	169,333	10,735		180,069
	当連結会計年度	233,408			233,408

(注) 1 「国内業務部門」は当行の国内店及び国内子会社の円建取引、「国際業務部門」は、当行の国内店及び国内子会社の外貨建取引であります。

2 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益状況(単体)

(1) 損益の概要

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	29,778	26,378	3,400
経費(除く臨時処理分)	15,903	17,015	1,112
人件費	8,371	8,982	611
物件費	6,641	7,120	479
税金	889	912	23
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	13,875	9,363	4,512
一般貸倒引当金繰入額	565	6,744	6,179
業務純益	13,309	2,618	10,691
うち債券関係損益	146	1,270	1,416
臨時損益	7,980	64,416	56,436
株式関係損益	5,652	1,472	7,124
不良債権処理損失	13,184	61,852	48,668
貸出金償却	360	3,205	2,845
個別貸倒引当金繰入額	12,314	26,976	14,662
債権放棄損			
その他の債権売却損等	509	31,670	31,161
その他臨時損益	448	1,091	643
経常利益(は経常損失)	5,329	61,797	67,126
特別損益	510	133	377
うち固定資産処分損益	14	43	29
うち減損損失	525	90	435
税引前当期純利益(は税引前当期純損失)	4,818	61,930	66,748
法人税、住民税及び事業税	25	19	6
法人税等調整額	111	4,915	5,026
当期純利益(は当期純損失)	4,682	57,034	61,716

(注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支

2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益 = 国債等債券売却益(+国債等債券償還益) - 国債等債券売却損(-国債等債券償還損) - 国債等債券償却

6 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

(2) 営業経費の内訳

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
給料・手当	6,612	7,258	645
退職給付費用	1,408	1,330	78
福利厚生費	45	97	52
減価償却費	720	702	18
土地建物機械賃借料	1,054	1,023	31
営繕費	50	61	10
消耗品費	282	318	36
給水光熱費	166	160	5
旅費	74	88	13
通信費	325	330	5
広告宣伝費	229	253	23
租税公課	889	912	22
その他	4,634	5,043	408
計	16,494	17,579	1,085

(注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

## 2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	2.62	2.37	0.24
(イ)貸出金利回	2.88	2.71	0.17
(ロ)有価証券利回	1.05	1.04	0.00
(2) 資金調達原価	1.52	1.62	0.09
(イ)預金等利回	0.15	0.20	0.05
(ロ)外部負債利回		2.24	2.24
(3) 総資金利鞘	-	1.09	0.34

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

## 3 ROE(単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	48.92		
業務純益ベース	46.83		
当期純利益ベース	14.87		

## 4 預金・貸出金の状況(単体)

### (1) 預金・貸出金の残高

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	1,205,827	1,177,437	28,389
預金(平残)	1,173,511	1,178,680	5,169
貸出金(未残)	1,006,836	980,574	26,261
貸出金(平残)	981,423	983,063	1,639

### (2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	876,801	880,537	3,736
法人	329,026	296,900	32,125
合計	1,205,827	1,177,437	28,389

(注) 譲渡性預金を除いております。

## (3) 消費者ローン残高

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	217,779	235,491	17,711
うち住宅ローン残高	187,420	208,715	21,295
うちその他ローン残高	30,359	26,775	3,583

## (4) 中小企業等貸出金

		前事業年度 (A)	当事業年度 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	941,656	886,442	55,214
総貸出金残高	百万円	1,006,836	980,574	26,261
中小企業等貸出金比率	/ %	93.52	90.40	3.12
中小企業等貸出先件数	件	86,768	81,690	5,078
総貸出先件数	件	86,884	81,817	5,067
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.86	99.84	0.02

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

## 5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

## 支払承諾の残高内訳

種類	前事業年度		当事業年度	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受				
信用状	19	25	14	21
保証	2,973	18,742	2,508	14,273
計	2,992	18,768	2,522	14,294

6 内国為替の状況(単体)

区分		前事業年度		当事業年度	
		口数(千口)	金額(百万円)	口数(千口)	金額(百万円)
送金為替	各地へ向けた分	3,820	2,305,528	3,788	2,358,513
	各地より受けた分	4,659	2,337,285	4,724	2,423,770
代金取立	各地へ向けた分	124	135,036	109	126,352
	各地より受けた分	111	128,853	98	117,163

7 外国為替の状況(単体)

区分		前事業年度	当事業年度
		金額(百万米ドル)	金額(百万米ドル)
仕向為替	売渡為替	821	73
	買入為替	3	2
被仕向為替	支払為替	760	30
	取立為替	2	2
合計		1,587	108

## (自己資本比率の状況)

## (参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年3月31日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下「旧告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

## 連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年3月31日	平成19年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	34,262	34,262
	うち非累積的永久優先株	19,809	19,685
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金	23,164	23,164
	利益剰余金	7,748	47,784
	自己株式( )	125	121
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額( )		
	その他有価証券の評価差損( )		
	為替換算調整勘定		
	新株予約権		
	連結子法人等の少数株主持分	9	25,032
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券		25,000
	営業権相当額( )		
	のれん相当額( )		
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額 ( )		
	連結調整勘定相当額( )		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額( )		452
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記 各項目の合計額)		
	繰延税金資産の控除金額( )		
計 (A)	65,058	34,101	
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)		
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	1,355	1,326
	一般貸倒引当金	5,513	5,432
	負債性資本調達手段等	10,000	20,000
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	10,000	20,000
計	16,867	26,758	
うち自己資本への算入額 (B)	16,867	23,808	
控除項目	控除項目(注4) (C)	50	429
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	81,875	57,480
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	856,431	799,278
	オフ・バランス取引等項目	25,540	14,042
	信用リスク・アセットの額 (E)	881,971	813,321
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ( (G)/8% ) (F)		55,824
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)		4,465
計(E)+(F) (H)	881,971	869,145	
連結自己資本比率(国内基準) = (D)/(H) × 100%	9.28	6.61	
(参考) Tier 1 比率 = A/H × 100%		3.92	

- (注) 1 告示第28条第2項(旧告示第23条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号(旧告示第24条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い業務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号(旧告示第24条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号(旧告示第25条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第25条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年3月31日	平成19年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	34,262	34,262
	うち非累積的永久優先株	19,809	19,685
	新株式申込証拠金		
	資本準備金	23,164	23,164
	その他資本剰余金		
	利益準備金	320	320
	任意積立金	7,100	
	次期繰越利益	880	
	その他利益剰余金		48,834
	その他		25,000
	自己株式( )	100	121
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額( )		
	その他有価証券の評価差損( )		
	新株予約権		
	営業権相当額( )		
	のれん相当額( )		
	企業結合により計上される無形固定資産相当額( )		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額( )		452
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)		
繰延税金資産の控除金額( )			
計 (A)	65,626	33,338	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)			
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,355	1,326
	一般貸倒引当金	5,518	5,433
	負債性資本調達手段等	10,000	20,000
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	10,000	20,000
	計	16,873	26,759
	うち自己資本への算入額 (B)	16,873	23,428
控除項目	控除項目(注4) (C)	50	429
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	82,449	56,338
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	857,374	799,040
	オフ・バランス取引等項目	25,540	14,040
	信用リスク・アセットの額 (E)	882,914	813,081
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)		56,226
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)		4,498
	計 (E) + (F) (H)	882,914	869,308
単体自己資本比率(国内基準) = (D) / (H) × 100%		9.33	6.48
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100%			3.83

- (注) 1 告示第40条第2項(旧告示第30条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第41条第1項第3号(旧告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号(旧告示第31条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項第1号から第5号(旧告示第32条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

( )優先出資証券の概要

連結自己資本比率(国内基準)及び単体自己資本比率(国内基準)における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社の発行する優先出資証券の主要な性質は次の通りであります。

発行体	Kumamoto Family Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券(以下、「本優先出資証券」)
償還に関する事項	定めなし。 ただし、平成24年1月以降に到来する配当支払日に、発行体はその裁量により、事前の通知を行うことで、本優先出資証券の全額又は一部を償還することができる。 また、税務上または資本上の事由が生じた場合には、本優先出資証券の全額又は一部を償還することができる。 本優先出資証券の償還は、監督当局の事前の承認を前提とする。
配当に関する事項	非累積型・固定/変動配当 当初5年間は固定配当。ただし、平成24年1月以降については、変動配当が適用される。
発行総額	250億円(1口あたり1,000,000,000円)
払込日	平成18年9月21日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日(初回支払配当日は平成19年1月25日)該当日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。
配当停止条件	配当は、以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする、当行最優先株式に対する配当がまったく支払われない旨宣言され、かつ、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対し支払不能証明書を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間中に到来し、かつ、当行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に係る配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示をしている場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日以前に、当行が発行会社に対して配当不払指示をしている場合。 (5) 当該配当支払日が、清算期間中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限もしくは分配制限の適用又は監督期間配当指示もしくは配当減額指示がある場合には、それらの制約を受ける。
強制配当事由	平成18年3月31日に終了する事業年度を含む、それ以降の任意の事業年度について、当行が配当の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する(下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする)。ただし強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示又は配当減額指示がなされているかどうかには関わりなく実施される(下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする)。 (1) 支払不能証明書が交付されていないこと。 (2) 分配制限に服すること。 (3) 当該配当支払日が監督期間中に到来する場合には、監督期間配当指示に服すること。 (4) 当該配当支払日が清算期間中に到来するものでないこと。
残余財産分配請求額	1口あたり1,000,000,000円

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されているもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行なっている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成18年3月31日	平成19年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	33,572	11,024
危険債権	27,773	23,383
要管理債権	17,184	22,436
正常債権	948,713	940,172

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

## 3 【対処すべき課題】

我が国経済は世界経済の持続的な拡大と好調な輸出に支えられ、緩やかな回復基調を続けており、金融面においても、日本銀行による平成18年3月の量的緩和政策解除後、7月のゼロ金利解除、平成19年2月に追加利上げが実施される等、平時に戻りつつあります。

こうしたなか、金融界では、規制緩和の一層の進展や郵貯民営化等も相俟って、業態を越えた競争がさらに激化するなか顧客ニーズの多様化や経済のグローバル化により「貯蓄から投資へ」の流れが加速化し、より高度で良質な金融商品・サービスの提供とともに、法規制の改正等により、顧客保護態勢や内部統制の一層の強化が求められています。

こうしたなか、当行は平成19年4月2日に福岡銀行と共同株式移転により持株会社「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ（FFG）」を設立し、「あなたのいちばんに。」を目指すことを宣言しました。

当行は、FFGの発足と同時に新中期経営計画を策定し、スタートさせました。新中期経営計画は、統合シナジー効果による地元での取引シェアの拡大を中心に地域になくはならない銀行として、県内「収益No.1」の早期実現を目指したもので、FFGの統一した経営戦略のもと、当行の営業基盤に対し、最も効果的・効率的な「攻めの経営」を行っていくと共に、リスク管理態勢・内部管理態勢および業務運営態勢の高度化による「規律ある経営」を行ってまいります。

また、収益力および財務体質の一層の強化やさらなる経営の効率化に努め、“地域の皆さまに良質な金融サービスを提供し、地域社会の発展に貢献する”という地域金融機関の使命を果たすべく、企業価値の向上に向けて役職員一同努力してまいりたいと考えております。

## 4 【事業等のリスク】

当行の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当行は、これらのリスクを認識した上で、顕在化を回避するとともに、顕在化した場合には全力をあげてこれに対処する所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

### 信用リスク

#### イ. 地域経済の動向

当行は、熊本県を主要な営業基盤としているため、地域経済が悪化した場合は、当行の不良債権及び与信関係費用は増加するおそれがあり、その結果、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ロ.業種別貸出状況

当行では、特定先や特定業種等への与信集中を排除したりリスクの分散を信用リスク管理の基本方針としております。しかしながら、地域には、建設・不動産業が多く、公共工事の大幅な減少や不動産価格の下落により、内容が劣化している企業が少なくありません。

当行の業種別の貸出割合においては、建設・不動産業、各種サービス業、卸売・小売業向けは他の業種に比べ高い状況にあり、これらの企業の再生支援が順調に奏効しない場合、当行の与信関係費用はさらに増加する可能性があります。

#### ハ.不良債権の状況

当行は、厳格な自己査定の実施に基づく不良債権処理の徹底と、大口融資先の削減による小口分散化を進めておりますが、地域経済と企業の業況回復が遅れば、与信関係費用が増加し、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ニ.貸倒引当金の状況

当行では、貸出先の財務状況、担保等による債権保全及び企業業績に潜在的に影響する経済要因等に基づいて、貸倒引当金を計上しております。しかしながら、実際の貸倒れが貸倒引当金計上時点における予想を大幅に上回る可能性もあります。この場合、当行は貸倒引当金の積み増しを実施せざるを得なくなり、信用コストは増加し、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ホ.貸出先への対応

当行は、貸出先のデフォルト（債務不履行等）に際して、法的整理によらず私的整理により再建することに経済的合理性が認められると判断し、これらの貸出先に対して債権放棄又は追加融資を行って支援を継続することも有り得ます。支援継続に伴う損失額が貸倒引当金計上時点の損失見積額と乖離した場合、信用コストが増加し、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、このような貸出先に対しては、再建計画の正確性や実行可能性を十分に検証したうえで支援継続を決定いたしますが、その再建が必ず奏功するという保証はありません。再建が奏功しない場合には、これらの貸出先の倒産が新たに発生する可能性があります。その結果、信用コストが増加し当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ヘ.権利行使の困難性

当行は、不動産市場における流動性の欠如又は価格の下落、有価証券価格の下落等の事情により、デフォルト状態にある貸出先に対して担保権を設定した不動産又は有価証券を処分することができない可能性があります。

そのような場合、債権保全を厳密に見積もることによる貸倒引当金の積み増しや、バルクセールによるオフ・バランス化を進めることもあり得ます。その結果、信用コストが増加し、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 市場関連リスク

市場関連リスクは、金利、有価証券の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産(オフバランス資産を含む)の価値が変動し損失を被るリスク及びそれに付随する信用リスク等の関連リスクです。当行は、当行の実態に即して適切なりスク管理体制を構築し、「流動性

の確保」「安全性の確保」「収益性の確保」の3原則に準拠して運用しておりますが、今後、金利の上昇、株価の下落及び為替の変動等が発生した場合、当行の財務状況・経営内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 流動性リスク

流動性リスクは、財務内容の悪化や信用の失墜により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなるリスクや、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクです。当行は、当行の資金運用・調達構造に即した資金繰りを行ない、万一、不測の事態が発生した場合でも合理的・機動的に対応できる体制を整えておりますが、これらの流動性リスクが発生した場合は、当行の財務状況・資金繰りに悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 重要な訴訟等の発生に係るリスク

当行は、適切な法令等遵守の徹底に努めながら各種金融サービスを提供しておりますが、今後の事業活動の過程で、必ずしも当行の責はなくとも当行に対する訴訟等が提起された場合、当行の評価とともに、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### コンプライアンスリスク

当行は、適正なコンプライアンス態勢を構築することを目的として「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、コンプライアンスの遵守の重要性を全行員に周知徹底するよう努めております。しかし、当行の役職員による違法行為等が発生した場合には、各種法令・規則等に基づく処分を受けることとなり、当行の財務状況・経営内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 事務リスク

事務リスクは、役職員が正確な事務を怠ったり、事故・不正等を起こすことにより信用低下を招き損失を被るリスク並びに事務関連規定の不備で発生するリスクです。当行は、全ての業務に事務リスクが存在していることを認識し、事務リスクの軽減を図るための方策を講じるよう努めておりますが、これらの事務リスクが発生した場合、当行の財務状況・経営内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### システムリスク

システムリスクは、コンピュータシステムのダウンまたは誤操作など、システムのハード及びソフトの不備に伴い混乱が生じ、その信用不安から損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクです。当行は、システム全般に関するリスクを的確に認識・把握し、適切なリスク管理を行うことにより、トラブル・事故・不祥事・苦情及びそれらに係る損失等を未然に防止するよう努めておりますが、これらのシステムリスクが発生した場合、当行の財務状況・経営内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 風評リスク

風評リスクは、悪い評判が、事実関係の有無にかかわらず、結果的に収益や資本、顧客基盤に重大な損失をもたらすリスクです。当行は、「コンティンジェンシープラン」を策定し、風評リスクに対応する体制を整えていますが、これらの風評リスクが発生した場合は、当行の財務状況・経営内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 繰延税金資産

繰延税金資産は、会計基準に則り、「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（監査委員会報告66号）により計上しております。繰延税金資産の計算は、将来の課税所得に関する予測や仮定に基づいているため、実際の結果がこの予測や仮定とは異なる場合があります。当行は、繰延税金資産の一部又は全額の回収ができないと判断した場合、繰延税金資産を減額し、その結果、業績に悪影響を与え、自己資本比率の低下を招くことになります。

## 自己資本比率に係るリスク

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき算出しており、当行は国内基準を適用しております。国内基準は4%以上の水準を維持することを求めています。現在、当行グループ及び当行の自己資本比率は、この基準を上回っておりますが、下回った場合は、金融庁長官から業務の全部又は一部の停止命令等を含む様々な命令を受けることとなります。

## 劣後債務の借り換えに係るリスク

一定の要件を満たす劣後債務は、自己資本比率の算出において補完的項目として一定の限度で自己資本の額に算入することができます。既存の劣後債務の自己資本への算入期限到来に際し、当行が同等の条件の劣後債務に借り換えることができない場合、当行グループ及び当行の自己資本の額は減少し、自己資本比率の低下を招く可能性があります。

## 格付に係るリスク

当行は、格付機関から格付を取得しております。格付けの水準は、当行から格付機関に提供する情報のほか、格付機関が独自に収集した情報に基づいて付与されているため常に格付機関による見直しがなされる可能性があります。また、日本の金融システム全体に対する評価等の影響も受けます。仮に格付が引き下げられた場合には、資金調達コストの上昇や必要な資金を市場から確保できず資金繰りが困難になる可能性があります。その場合、当行の業務運営や業績及び財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 業務範囲拡大に伴うリスク

規制緩和の進展等に伴い、当行は、法令その他の条件の許す範囲内で、新たな収益機会を得るために従来の伝統的な銀行業務以外の分野に業務範囲を拡大することがあります。

業務範囲を拡大した場合には、当該業務に関するリスクについて全く経験が無いが、限定的な経験しか有していないこと等により、当行が新しく複雑なリスクにさらされる可能性があります。当行は、事前に十分な市場調査とリスクの把握を行います。当行の業務範囲の拡大による成果が当初期待していたとおり得られない可能性があります。

## 競争優位について

近年の金融業に関する規制緩和の進展は、事業機会の拡大等を通じて当行の経営にも影響をもたらしておりますが、当行が主に営業基盤としております熊本県は金融激戦区であるため、競争が今後、さらに激しくなる可能性があります。

このような事業環境において当行が競争優位を得られない場合、営業戦略が奏功しない等の事由により当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 固定資産の減損会計によるリスク

平成18年3月期から固定資産の減損会計が導入されました。この制度の概要は、設備の耐用年数、又は将来20年間のうちいずれか短い期間に、資産が使用されることによって生じる収益等の総額が、その資産の帳簿価格を下回り、投下した資本が回収できないと認識されたとき、その回収できない金額について減損損失を計上するものです。ついては、平成19年3月期において、当行グループで減損損失90百万円を計上しました。デフレ等の金融経済環境の変化によっては、減損損失を計上する可能性があり、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

## その他のリスク

### イ.情報リスク

当行は膨大な顧客情報を保有しており、顧客情報の管理には万全を期しているものの、悪意のある第三者によるコンピュータへの侵入だけでなく、役職員及び委託先の人為ミス、事故等により顧客情報が外部に漏洩した場合、当行の業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

### ロ.年金債務

当行の年金資産の時価が下落した場合、年金資産の運用利回りが低下した場合、または予定給付債務を計算する前提となる保険数理上の前提・仮定に変更があった場合には、損失が発生する可能性があります。また、制度内容の変更により未認識の過去勤務債務が発生する可能性があります。金利環境の変動その他の要因も年金の未積立債務及び年間積立額に悪影響を及ぼす可能性があります。

## ハ.ビジネス戦略が奏効しないリスク

当行は、収益力強化のため様々なビジネス戦略を実施していますが、これらの戦略が功を奏さないか、当初想定していた結果をもたらさない可能性があります。戦略が奏功しない例としては、既存の貸出について期待通りの利鞘拡大が進まないこと、競争状況や市場環境により手数料収入の増大が期待通りの成果とならないこと、経費削減等の効率化が期待通り進まないこと、リスク管理での想定を超える市場の変動等により有価証券運用が期待通りの成果を挙げられないこと、などがあります。

## ニ.規制変更のリスク

当行は、現時点の規制に従って業務を遂行しております。このため、将来における法律、規則、政策、実務慣行、解釈、財政及びその他の施策の変更並びにそれらによって発生する事態が、当行の業務運営や業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

## ホ.自然災害

当行は、熊本県を中心に事業を展開しており、お取引先のほか当行が保有する店舗や事務所、事務センター等の施設及び人材は熊本県に集中しております。

コンティジェンシー・プランを策定するなど危機管理対策を講じておりますが、熊本県を含む広域、あるいは局地的な災害等が発生した場合には、その程度によっては、お取引先を含む地域経済及び当行の施設・人材に甚大な被害が及ぶ可能性があり、当行の業績及び財務内容に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

当行は、平成19年4月2日株式会社福岡銀行と共同株式移転により完全親会社「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」を設立するとともに、同社の完全子会社となりました。

詳細につきましては、「第5 経理の状況」「1 連結財務諸表等」及び「2 財務諸表等」の（重要な後発事象）をご参照ください。

## 6 【研究開発活動】

該当ありません。

## 7 【財政状態及び経営成績の分析】

連結会社は銀行業以外に一部で人材派遣業、不動産の管理業等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、以下の 経営成績の分析 財政状態の分析については熊本ファミリー銀行（単体）の業績を中心に記載しております。

当事業年度の決算の概要は以下のとおりであります。

- ・ 平成18年度の決算は福岡銀行との経営統合を前にして、将来のリスクの前倒し処理を織り込んだ決算となりました。
- ・ 収益面では、貸出金利息の減少と、株式等関係収益の減少を主因として、「経常収益」は前年比67億円減少し、2年ぶりの減収となりました。
- ・ 利益面では役務取引等利益は増加しましたが、貸出金利息および国債等債券損益の減少、さらに、信用コストについては経営統合後の極小化を目的とした不良債権処理費用が増加したことから、業務粗利益、コア業務純益は減益（コア業務純益は3年連続）、経常利益、当期純利益については3年ぶりに損失を計上することになり、2年連続での減益となりました。
- ・ 総貸出金は、住宅ローンの増加を中心とした個人向け貸出が順調に増加したことなどから、総貸出平残で年率0.2%の伸びとなりました。総資金も平残で年率2.0%と順調に増加しております。
- ・ 不良債権についてはオフバランス化を積極的に進めた結果大幅に減少し、部分直接償却後の開示不良債権額で前年比217億円減少し568億円に、不良債権比率でも前年比1.94%低下して5.70%となりました。
- ・ 自己資本比率は、平成19年3月期からバーゼルの新規制により算出しており、当行は標準的手法を採用しております。優先出資証券等による資本調達を行いました。当期純損失の計上や新基準による算出方法の変更の影響もあり、単体での自己資本比率は前年比（前年は旧基準）2.85%低下し6.48%となっておりますが、国内基準行の目安とされる4%は十分に上回っております。

## 経営成績の分析

### ア 業務粗利益

国内資金利益は、利回りの低下（前年比 0.17%）で貸出金利息が前年比16億円減少、有価証券は平残の増加を主因に利息配当金が前年比5億円増加しました。また、劣後ローンや優先出資証券による調達コスト増などにより資金調達費用が17億円増加した結果、前年比28億円の減益となりました。

国際資金利益は、国際資金運用利息は前年比8億円増加しましたが、国際資金調達コストが前年比9億円増加したことから、前年比1億円減少しました。

非資金利益は、投信・保険・債券窓販の販売増加で前年比6億円の増加、国債等債券損益が前年比11億円減少したことから、前年比6億円減少しております。

結果として、業務粗利益は前年比34億円の減益となりました。

また、業務粗利益に占める非資金利益の割合は3.2%となっています。（前年比 1.6%）

### イ 経費

経費は人件費、物件費ともに増加し、前年対比11億円増加の170億円となりました。

また、業務粗利益が前年比34億円の減少となったことから、OHRは前年比11.1%増加して64.5%となりました。

### ウ 与信関連費用

平成18年度においては、当行の自己査定基準および貸倒償却・引当基準等の財務基準を地銀の中でも極めて保守的とされる福岡銀行の基準に統一し、自己査定を実施し、さらには事業再生の対象先の拡大や事業再生のスピードアップを図るため不良債権処理を実施した結果、信用コストは686億円となりましたが、将来のリスクに対する備えは十分なものとなりました。

### エ 臨時損益、特別損益

臨時損益（信用コストを除く）は、株式関係損益等が前年比71億円減少したことを主因に、全体で26億円の損失となりました。（前年比 78億円）

特別損益は、固定資産の減損0.9億円等から、全体では1億円の損失となりました。（前年比4億円）

## 財政状態の分析

### ア 貸出金

貸出金未残は、前年比262億円減少し9,806億円（年率 2.6%）となりました。また、個人貸出金は前年比125億円の増加（年率4.5%）、一般法人貸出金は前年比475億円（年率 6.6%）の減少となりました。

ローン残高は、住宅ローンの増加により前年比177億円増加し2,355億円（年率8.1%）となりました。

中小企業等貸出金残高は8,864億円（前年比553億円減少、年率 5.9%）で、中小企業等貸出比率は前年比3.1%低下し90.4%となりました。

### イ 預金・NCD

NCDを含めた総資金未残では、個人預金は増加しましたが、法人預金の減少により前年比124億円減少し11,934億円となりました（年率 1.0%）。

#### ウ 預り資産

資産運用商品は、投資信託を筆頭に個人年金保険・公社債とも販売好調であったことから、個人預かり資産残高は729億円（前年比+302億円、年率70.8%）と大幅に増加しております。

なお、個人預金に対する預かり資産の割合は8.3%（前年比+3.4%）まで上昇しております。

#### エ 有価証券

期末の日経平均は前年度比227円上昇したものの、純投資株式の売却等により保有株式の含み益は同15億円減少し、19億円となりました。一方、国内金利の低下等により債券含み損は減少したため、有価証券全体の評価損益は前年度比6億円減少し6億円となりました。

#### オ 不良債権

金融再生法開示債権（不良債権）残高は前年比217億円減少し568億円となりました。

また、総与信に占める割合（不良債権比率）も同1.94%低下し5.7%となりました。

#### カ 自己資本比率

平成19年3月期は連結当期純損失552億円を主因として、連結自己資本比率は前年比2.67%低下し6.61%、連結Tier 比率は3.45%低下し3.92%となりました。

今年度より、新BIS基準（標準的手法）により算出していますが、新たに計上が必要となったオペレーショナル・リスクのリスク・アセット増加を主因として単体自己資本比率は6.48%（旧基準比 0.39%）、連結自己資本比率は6.61%（旧基準比 0.40%）となりました。

住宅ローンのリスク・ウェイトの変動によるリスク・アセットへの影響は408億円、中小企業向け貸出金のリスク・ウェイトの変動によるリスク・アセットへの影響は 374億円、オペレーショナル・リスクによるリスク・アセットの増加は562億円となりました。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当行グループは当連結会計年度に菊陽支店新設や両替機有料化対応等の設備投資を行いました。

この結果、当連結会計年度の投資総額は728百万円となりました。

当連結会計年度において、店舗統廃合に伴い遊休化した資産整理のため、次の主要な設備を売却しており、その内容は以下の通りです。

会社名	事業所名	所在地	設備の内容	売却時期	前期末帳簿価額 (百万円)
当行	旧小倉支店	福岡県北九州市 小倉北区	店舗敷地	平成18年6月	149
当行	旧山鹿支店	熊本県山鹿市	店舗敷地	平成18年7月	26
当行	小倉社宅	福岡県北九州市 小倉北区	社宅	平成18年7月	3

## 2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

銀行業務

(平成19年3月31日現在)

会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
				面積(m <sup>2</sup> )	帳簿価額 (百万円)				
当行	本店 ほか34か店	熊本県 熊本市	店舗	(10,496) 34,323	6,507	1,490	629	8,627	582
	八代支店 ほか2か店	熊本県 八代市	店舗	(674) 2,857	223	142	34	400	34
	山鹿支店	熊本県 山鹿市	店舗	1,399	198	88	19	306	14
	玉名支店 ほか2か店	熊本県 玉名市	店舗	(875) 3,239	164	112	22	299	30
	松島支店 ほか1か店	熊本県 上天草市	店舗	(659) 1,337	31	12	3	47	14
	天草支店 ほか2か店	熊本県 天草市	店舗	(285) 2,644	260	112	20	394	32
	人吉支店	熊本県 人吉市	店舗	(845) 1,776	90	10	12	113	15
	水俣支店	熊本県 水俣市	店舗	1,119	124	34	7	166	12
	菊池支店	熊本県 菊池市	店舗	1,653	96	56	13	166	14
	宇土支店	熊本県 宇土市	店舗	(1,162) 1,162	-	73	15	88	13
	荒尾支店	熊本県 荒尾市	店舗	1,017	67	54	15	137	13
	松橋支店 ほか1か店	熊本県 宇城市	店舗	1,314	104	55	24	183	19
	合志支店 ほか1か店	熊本県 合志市	店舗	2,459	217	84	25	327	20
	阿蘇支店 ほか1か店	熊本県 阿蘇市	店舗	1,203	59	42	20	122	19
	大津支店 ほか8か店	菊池郡 大津町ほか	店舗	(4,333) 8,148	183	262	135	582	82
	福岡支店 ほか3か店	福岡県 福岡市ほか	店舗	(77) 3,001	936	152	41	1,130	51
	長崎支店 ほか1か店	長崎県 長崎市ほか	店舗	593	44	9	7	60	15
	大分支店	大分県 大分市	店舗	526	103	-	1	104	8
	鹿児島支店 ほか2か店	鹿児島県 鹿児島市ほか	店舗	(297) 1,987	461	47	26	535	36
	東京支店	東京都 中央区	店舗	-	-	2	2	4	6
	事務センタ ー	熊本県 熊本市	事務センタ ー	1,893	234	87	29	351	45
	社宅・寮	熊本県 熊本市ほか	社宅・寮・ 厚生施設	(835) 24,340	1,405	357	-	1,762	-
	その他の施 設	熊本県 熊本市ほか	その他	33,551	1,462	13	0	1,475	-

その他の業務

(平成19年3月31日現在)

会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
				面積(m <sup>2</sup> )	帳簿価額 (百万円)				
連結 子会社	熊本ファミリー 不動産(株)	福岡県 福岡市ほか	貸店舗	1,244	680	640	44	963	1

- (注) 1 土地の面積欄の( )内は、借地の面積(内書き)であり、その年間賃借料は228百万円であります。  
 2 動産は、事務機械539百万円、その他569百万円であります。  
 3 店舗外現金自動設備76か所は上記に含めて記載しております。  
 4 上記の他、リースならびにレンタル契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

会社名	事業部門等	店舗名 その他	所在地	設備の内容	従業員数 (人)	年間リース又 はレンタル料 (百万円)
当行	銀行業務	国内店及び 事務センター	熊本県 熊本市ほか	現金自動預入支 払機械 1		71
				オンライン端末 機 1		140
				自動車 1		43

(注) 1 リース

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中等である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	事業(部 門)の別	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調 達方法	着手 年月	完了予 定年月
						総額	既支払額			
当行	嘉島支店	熊本県 上益城郡	新設	銀行業務	店舗建物	143	35	自己資金	平成19年 2月	平成19年 6月

- (注) 1. 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおります。  
 2. 店舗及び事務機器の主なものは平成19年6月までに設置予定であります。

(2) 売却

会社名	店舗名その他	所在地	事業(部門)の別	設備の内容	期末帳簿価額 (百万円)	売却の予定時期
当行	旧大津支店	熊本県菊池郡	銀行業務	店舗敷地・建物	30	平成19年9月
	旧西玉名支店	熊本県玉名市	銀行業務	店舗敷地・建物	64	平成19年9月

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	378,000,000
優先株式	61,238,000
計	439,238,000

(注) 平成19年6月25日に開催した当行第15期定時株主総会の決議に基づき、定款第6条（発行可能株式総数）を以下のとおり変更いたしました。

当銀行の発行可能株式総数は43,874万2千株とし、発行可能株式総数については、それぞれ、普通株式は37,800万株、第一種優先株式は2,074万2千株、第二種優先株式は4,000万株とする。但し、普通株式又優先株式につき消却があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成19年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年6月26日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	123,516,250	123,516,250		(注) 1
優先株式	58,742,000	58,742,000		
第一回第一種 優先株式	18,742,000	18,742,000		(注) 2
第一回第二種 優先株式	40,000,000	40,000,000		(注) 3
計	182,258,250	182,258,250		

(注) 1 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であります。

2 第一回第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

#### (1) 優先配当金

当銀行は、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先配当金を支払うものとし、その内容は以下の通りとする。

##### 優先配当金

本優先株式1株につき年14円とする。

##### 非累積条項

ある営業年度において、本優先株主に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

##### 非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

##### 優先中間配当金

1株につき7円とする。

(2) 残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき500円を支払う。

本優先株主に対しては、上記500円の外、残余財産の分配は行わない。

(3) 消却

当銀行は、いつでも本優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(4) 議決権

本優先株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有するものとする。

(5) 新株引受権等

当銀行は、法令に別段の定めがある場合を除く外、本優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当銀行は、本優先株主には新株の引受権又は転換社債若しくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

(6) 普通株式への転換

本優先株主は、本優先株式の普通株式への転換を請求できる。

転換を請求し得べき期間

平成16年10月1日から平成21年9月30日までとする。但し、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換の条件

イ 当初転換価額

当初転換価額は、平成16年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の福岡証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、当該平均値が400円を下回るときは、400円とする。

ロ 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降平成20年10月1日までの毎年10月1日(転換価額修正日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の福岡証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、当該平均値が400円を下回るときは、400円とする。

ハ 転換価額の調整

転換価額は、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には次に定める算式により調整される外、合併等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に変更される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}$$

二 転換により発行すべき普通株式数

本優先株式の転換により発行すべき当銀行の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が転換を請求した本優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

普通株式への一斉転換

平成21年9月30日までに転換請求のなかった本優先株式は、平成21年10月1日(以下「一斉転換日」という。)をもって、本優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の福岡証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式となる。この場合、当該平均値が400円を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を400円で除して得られる数の普通株式となる。

(7) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、当銀行が発行するすべての優先株式と同順位とする。

3 第一回第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

当銀行は、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先配当金を支払うものとし、その内容は以下の通りとする。

優先配当金

本優先株式1株につき年9円98銭とする。

非累積条項

ある営業年度において、本優先株主に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金額を超えて配当は行わない。

優先中間配当金

本優先株式1株につき4円99銭とする。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき750円を支払う。本優先株主に対しては、前記の750円の外、残余財産の分配は行わない。

(3) 本優先株式の消却

当銀行は、いつでも本優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(4) 議決権

本優先株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有するものとする。

(5) 新株引受権等

当銀行は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割を行わない。又、本優先株主には、新株の引受権又は転換社債若しくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

(6) 普通株式への転換

本優先株主は、本優先株式の普通株式への転換を請求できる。

転換を請求し得べき期間

平成14年9月2日から平成26年2月28日までとする。

但し、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換の条件

イ 当初転換価額

当初転換価額は、平成14年9月2日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の福岡証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(気配表示もない終値のない日数を除く。)とする。

この場合、当該平均値が300円を下回るときは、300円とする。

ロ 転換価額の修正

転換価額は、平成15年3月1日以降平成25年3月1日までの毎年3月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の福岡証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(気配表示もない終値のない日数を除く。)とする。

この場合、当該平均値が300円を下回るときは、300円とする。

ハ 転換価額の調整

(a) 本優先株式発行後、次の( )から( )までの何れかに該当する場合には、転換価格は、下記の算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}$$

調整後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。但し、上記の算式により算出される調整後転換価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後転換価額とする。

( ) 転換価額調整式で使用する時価を下回る払込み金額をもって普通株式を発行する場合  
株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日の翌日を、  
調整後転換価額の適用開始日とする。

( ) 株式分割により普通株式を発行する場合

株式の分割のための株主割当日がある場合はその日の翌日、株式の分割のための株主割当日  
がない場合は商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日の翌日を調整後転換価額の  
適用開始日とする。

但し、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において株式分  
割の割当日が配当可能利益の資本組入を決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該  
株主総会の終結の日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

( ) 転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる証券  
又は新株引受権を行使できる証券を発行する場合

株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日をそれ以外のときは、証券の発行日の翌日  
を、調整後転換価額の適用開始日とする。この場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、  
発行される証券の全額が普通株式に転換されたものとみなし、又はすべての新株引受権が行使  
されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。以降の調整においては、かかる  
みなし株式数は、転換又は新株引受権行使の結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既  
発行の普通株式数に算入される。

(b) 合併、資本の減少又は普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には上記(a)  
に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。

(c) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額の適用開始日(但し、上記(a)( )但し書き  
の場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の福岡証券取引所における当銀行  
の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(気配表示もない終値のない日  
数を除く。)とする。

なお、調整後転換価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記  
(a)により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後転換価額は上記(a)に準じて調整  
される。

(d) 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有  
効な転換価額とする。

(e) 転換価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当  
日がない場合は次に定める日における当銀行の発行済普通株式数とする。

( ) 株式の分割を行う場合には商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日

( ) その他の場合には、調整後転換価額の適用開始日の1ヶ月前の日

## 二 転換により発行すべき普通株式数

本優先株式の転換により発行すべき当銀行の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が転換を請求した本優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

### 普通株式への一斉転換

平成26年2月28日までに転換請求のなかった本優先株式は、平成26年3月1日(以下「一斉転換  
日」という。)をもって、本優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる  
30取引日の福岡証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の  
平均値(気配表示もない終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式となる。

この場合、当該平均値が300円を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を300円で除して得  
られる数の普通株式となる。

### (7) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、当銀行が発行するす  
べての優先株式と同順位とする。

## (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成16年6月29日 (注) 1		181,943		34,262,032	7,933,457	23,164,342
平成16年10月1日～ 平成17年3月31日 (注) 2	92	182,036		34,262,032		23,164,342
平成17年4月1日～ 平成18年3月31日 (注) 3	98	182,134		34,262,032		23,164,342
平成18年4月1日～ 平成19年3月31日 (注) 4	124	182,258		34,262,032		23,164,342

(注) 1 平成16年6月29日開催の当行第12期定時株主総会の決議に基づき、資本準備金を取崩し損失処理を行なったものであります。

2 平成16年10月1日より第一回第一種優先株式の普通株式への転換請求権が生じております。これに伴い平成16年10月1日から平成17年3月31日までの転換請求権行使により、普通株式が462千株増加、同優先株式が370千株減少し、発行済株式総数は92千株増加しております。

3 平成16年10月1日より第一回第一種優先株式の普通株式への転換請求権が生じております。これに伴い平成17年4月1日から平成18年3月31日までの転換請求権行使により、普通株式が490千株増加、同優先株式が392千株減少し、発行済株式総数は98千株増加しております。

4 平成16年10月1日より第一回第一種優先株式の普通株式への転換請求権が生じております。これに伴い平成18年4月1日から平成19年3月31日までの普通株式を対価とする取得請求権行使により、普通株式が620千株増加し、当行が取得した同優先株式496千株を平成19年3月30日に消却した結果、発行済株式総数は124千株増加しております。

## (5) 【所有者別状況】

## 普通株式

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		48	12	1,006	18		3,411	4,495	
所有株式数(単元)		55,776	387	37,309	3,247		25,373	122,092	1,424,250
所有株式数の割合(%)		45.69	0.32	30.55	2.66		20.78	100.00	

- (注) 1 自己株式367,266株は「個人その他」に367単元、「単元未満株式の状況」に266株含まれております。なお、自己株式367,266株は株主名簿上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は366,266株であります。
- 2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ25単元及び60株含まれております。

## 第一回第一種優先株式

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)				339			219	558	
所有株式数(単元)				13,372			5,370	18,742	
所有株式数の割合(%)				71.35			28.65	100.00	

## 第一回第二種優先株式

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		1						1	
所有株式数(単元)		40,000						40,000	
所有株式数の割合(%)		100.00						100.00	

## (6) 【大株主の状況】

## 普通株式

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	7,855	6.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	5,271	4.26
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	4,107	3.32
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	2,926	2.36
株式会社西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前3丁目1番1号	2,795	2.26
熊本ファミリー銀行行員持株会	熊本市水前寺6丁目29番20号	2,545	2.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,505	2.02
株式会社城野印刷所	熊本市本山4丁目8番25号	2,284	1.84
株式会社肥後銀行	熊本市練兵町1番地	2,134	1.72
株式会社南日本銀行	鹿児島市山下町1番1号	2,115	1.71
計		34,541	27.96

第一回第一種優先株式

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ドウ・ヨネザワ	熊本市若葉1丁目2番1号	340	1.81
株式会社シティズ	京都市下京区烏丸通五条上高砂町381-1	300	1.60
司観光開発株式会社	熊本県玉名市繁根木131番1号	246	1.31
九州電力株式会社	福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号	200	1.06
熊本ヤマハ株式会社	熊本市南高江3丁目2番1号	200	1.06
株式会社オカザキ	熊本県合志市福原3122番8号	180	0.96
木村電機株式会社	熊本県上益城郡嘉島町上仲間294-20	160	0.85
株式会社熊本日日新聞社	熊本市世安町172番地	160	0.85
株式会社城野印刷所	熊本市本山4丁目8番25号	160	0.85
株式会社拓洋	熊本市健軍1丁目35番11号	160	0.85
株式会社鶴屋百貨店	熊本市手取本町6番1号	160	0.85
南日本信販株式会社	熊本市辛島町5番1号	160	0.85
計		2,426	12.94

第一回第二種優先株式

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神2丁目13番1号	40,000	100.00
計		40,000	100.00

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成19年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回第一種優先株式 18,742,000		(注) 1
	第一回第二種優先株式 40,000,000		(注) 2
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式)普通株式 366,000		(注) 3
	(相互保有株式)普通株式		(注) 3
完全議決権株式(その他)	普通株式 121,726,000	121,726	(注) 3、(注) 4
単元未満株式	普通株式 1,424,250		(注) 4、(注) 5
発行済株式総数	182,258,250		
総株主の議決権		121,726	

(注) 1 第一回第一種優先株式の内容は、「1 株式等の状況」の「(1)株式の総数等」の「発行済株式」(注) 2に記載しております。

2 第一回第二種優先株式の内容は、「1 株式等の状況」の「(1)株式の総数等」の「発行済株式」(注) 3に記載しております。

3 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であります。

4 上記の「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ25千株及び60株含まれております。

5 「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式266株が含まれております。

## 【自己株式等】

平成19年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社熊本ファミリー 銀行	熊本市水前寺6丁目29番 20号	366,000		366,000	0.29
計		366,000		366,000	0.29

(注) 株主名簿上は、当行名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株あります。

なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」に含まれております。

## (8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 旧商法第221条第6項の規定に基づく単元未満株式の買取請求による普通株式の取得及び会社法第155条第7項に該当する普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	93,142	21,806,659
当期間における取得自己株式		

(注)上記株式は、単元未満株式の買取請求に基づく取得であります。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(単元未満株式の買増請求に係る処分)	4,427	1,548,002		
その他(完全親会社設立による株式移転)			366,000	121,134,318
その他(市場で売却)	120,000	22,871,868		
保有自己株式数	366,000			

【株式の種類等】 会社法第155条第4項の規定に基づく取得請求による第一回第一種優先株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第4項の規定に基づく取得請求による第一回第一種優先株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	496,000	
当期間における取得自己株式		

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式	496,000			
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(単元未満株式の買増請求に係る処分)				
その他				
保有自己株式数				

### 3 【配当政策】

当行は、財務体質強化の観点から株主資本の増加・充実を図りつつ、安定的な利益還元を行うことを基本方針としております。

剰余金の配当は、期末配当につきましては株主総会の決議によることとしておりますが、中間配当につきましては取締役会決議により行うことができる旨を定款で定めております。

なお、平成19年3月期は、単体で618億円の不良債権処理を実施した結果、誠に遺憾ながら、優先株式・普通株式ともに配当を見送らせていただくことになりました。

#### (ふくおかフィナンシャルグループの配当方針)

熊本ファミリー銀行は、本年4月2日、福岡銀行と共同株式移転により親会社である株式会社ふくおかフィナンシャルグループを設立しました。「ふくおかフィナンシャルグループ」におきましては、安定配当の考え方に則った形で業績連動配当テーブルを設け、当期純利益の水準に応じて設定した1株あたりの配当金の目安をベースに、配当金をお支払いする方針としております。

ふくおかフィナンシャルグループ 連結当期純利益水準	配当目安
～250億円以下	年間7円～
250億円超～300億円以下	年間8円～
300億円超～350億円以下	年間9円～
350億円超～400億円以下	年間10円～
400億円超～450億円以下	年間11円～
450億円超～	年間12円～

但し、事業展開やリスク環境等により変更することがあります。

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
最高(円)	410	399	340	425	394
最低(円)	384	279	270	290	180

(注) 1 最高・最低株価は福岡証券取引所におけるものであります。なお、当行は平成19年3月27日付で同証券取引所への普通株式上場を廃止しております。

2 第一回第一種優先株式  
当株式は、証券取引所に上場されていません。

3 第一回第二種優先株式  
当株式は、証券取引所に上場されていません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年10月	11月	12月	平成19年1月	2月	3月
最高(円)	234	201	195	210	230	220
最低(円)	182	180	182	180	200	198

(注) 1 最高・最低株価は福岡証券取引所におけるものであります。なお、当行は平成19年3月27日付で同証券取引所への普通株式上場を廃止しております。

2 第一回第一種優先株式

当株式は、証券取引所に上場されていません。

3 第一回第二種優先株式

当株式は、証券取引所に上場されていません。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長 (代表取締役)		河 口 和 幸	昭和22年10月7日生	昭和46年4月 日本銀行入行 昭和56年11月 同松本支店営業課長 平成元年11月 同横浜支店次長 平成5年5月 同考査局考査役 平成11年5月 同退職 平成11年5月 社団法人福岡銀行協会事務局長 平成12年12月 同常務理事 平成16年4月 同協会退職 平成16年4月 当行入社 顧問 平成16年6月 同代表取締役取締役頭取 平成19年4月 同代表取締役取締役会長就任(現) 平成19年4月 (株)ふくおかフィナンシャルグループ 取締役副会長就任(現)	(注)2	-
取締役頭取 (代表取締役)	監査部担当	中 村 一 利	昭和22年8月31日生	昭和45年4月 福岡銀行入行 平成9年6月 同営業統括部長 平成11年6月 同取締役営業統括部長 平成11年10月 同取締役リテール統括部長 平成12年7月 同取締役営業統括部長 平成13年6月 同取締役本店営業部営業本部長 平成15年4月 同常務取締役北九州本部長 平成18年4月 同専務取締役 平成18年6月 同取締役専務執行役員 平成18年11月 同取締役専務執行役員退任 平成18年11月 当行入社 顧問 平成18年12月 同代表取締役取締役副頭取 平成19年4月 同代表取締役取締役頭取就任(現) 平成19年4月 (株)ふくおかフィナンシャルグループ 取締役就任(現)	(注)2	-
取締役 専務執行役員	人事部・ 総務広報部・ クオリティ統 括部・ リスク管理部 担当	長 谷 孝 幸	昭和24年3月25日生	昭和46年4月 肥後相互銀行入行 昭和61年10月 同武蔵ヶ丘支店長 平成2年10月 肥後ファミリー銀行久留米支店長 平成4年4月 当行西久留米支店長 平成9年7月 同審査管理本部審査一部長 平成10年6月 同取締役 平成12年6月 同常務取締役 平成16年6月 同代表取締役専務取締役 平成18年12月 同専務取締役就任(現)	(注)2	-
取締役 専務執行役員	統括	鈴 木 元	昭和25年11月30日生	昭和50年4月 福岡銀行入行 平成15年4月 同営業統括部長 平成15年6月 同取締役営業統括部長 平成16年4月 同取締役北九州営業部長兼北九州営 業部コーポレート営業部長 平成16年10月 同取締役北九州営業部長 平成18年4月 同常務取締役北九州本部長 平成18年6月 同取締役常務執行役員北九州本部長 平成19年6月 同取締役常務執行役員退任 平成19年6月 当行入社 取締役専務執行役員(現)	(注)2	-
取締役 常務執行役員	営業統括部・ 法人推進部 担当	古 場 正 春	昭和22年3月2日生	昭和40年4月 熊本相互銀行入行 平成元年4月 熊本銀行京町台支店長 平成4年4月 当行大津支店長 平成5年10月 同高瀬大橋支店長 平成8年6月 同鹿児島支店長 平成10年7月 同営業統括本部支店統括グループ支 店三部長 平成12年6月 同執行役員花畑営業部長 平成14年6月 同取締役 平成16年6月 同代表取締役常務取締役 平成18年12月 同常務取締役就任(現) 平成19年4月 (株)ふくおかフィナンシャルグループ 取締役就任(現)	(注)2	-
取締役 常務執行役員	審査部担当	竹 下 英	昭和26年1月15日生	昭和49年4月 熊本相互銀行入行 昭和62年8月 同上熊本支店長 平成元年4月 熊本銀行花畑営業部課長 平成4年4月 当行人吉中央支店長 平成5年4月 同博多南支店長 平成7年4月 同審査二部部长代理 平成12年7月 同審査管理本部審査管理二部長 平成14年6月 同執行役員審査管理本部審査管理二 部長 平成15年6月 同取締役就任(現)	(注)2	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 常務執行役員	総合企画部・ 市場営業部・ 事務統括部・ IT統括部 担当	岸 本 清 一	昭和28年5月15日生	昭和51年4月 昭和63年4月 平成元年10月 平成8年4月 平成10年7月 平成14年7月 平成15年6月 平成16年7月 平成17年6月 平成19年4月	肥後相互銀行入行 同経営企画室課長 肥後ファミリー銀行経営企画課長 当行本渡支店長 同総合企画部長代理 同総合企画部長兼広報室長 同執行役員総合企画部長兼広報室長 同執行役員経営管理部長 同取締役就任(現) ㈱ふくおかフィナンシャルグループ 取締役就任(現)	(注)2	-
監査役 (常勤)		吉 田 一 晴	昭和27年4月23日生	昭和51年4月 平成4年4月 平成5年7月 平成8年7月 平成11年4月 平成14年1月 平成15年6月 平成16年6月 平成16年7月 平成18年6月	熊本相互銀行入行 当行西山中学前支店長 同日赤通支店長 同松橋支店長 同玉名支店長 同福岡支店長 同営業統括本部個人業務部長兼営業 情報部長 同執行役員営業統括本部個人業務部 長兼営業情報部長 同執行役員本店営業部長 同監査役就任(現)	(注)3	-
監査役 (非常勤)		古 莊 善 啓	昭和21年7月27日生	昭和52年4月 昭和54年6月 昭和57年9月 昭和60年4月 平成4年4月 平成6年5月	株式会社古莊本店専務取締役 肥後相互銀行監査役 古莊土地有限会社代表取締役社長 (現) 株式会社古莊本店代表取締役社長 (現) 当行監査役就任(現) 株式会社トキ八代表取締役会長(現)	(注)3	-
監査役 (非常勤)		西 山 敬 直	昭和16年12月10日生	昭和40年5月 昭和48年7月 昭和55年8月 平成元年4月 平成8年4月 平成11年4月 平成13年3月 平成13年7月 平成14年7月 平成17年6月 平成17年6月	熊本県庁入庁 同人事委員会事務局公務員課参事 同福祉生活部青少年家庭課主幹 同企画開発部統計調査課長 同林務水産部次長 同林務水産部長 同退職 熊本県信用保証協会専務理事 同協会会長 同退職 当行監査役就任(現)	(注)3	-
							-

- (注) 1 監査役 古莊善啓並びに西山敬直は、会社法第2条16号に定める社外監査役であります。
- 2 取締役の任期は、平成19年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 3 監査役の任期は、平成19年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 当行では、取締役会における迅速かつ確かな意思決定と経営機能の明確化および業務執行機能の強化を目的として執行役員制を導入しております。執行役員は、頭取、専務執行役員、常務執行役員、執行役員とし、取締役以外に、福岡営業部長 寺本秀逸、事務統括部長 村山典隆、本店営業部長 東 徹、花畑支店長 酒井一郎、中央支店長 野村孝史、審査部長 阪東一則の6名の執行役員を選任しております。
- 5 平成19年4月2日の株式会社ふくおかフィナンシャルグループ設立により、熊本ファミリー銀行株式1株に対しふくおかフィナンシャルグループ株式0.217株の交換を実施しております。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当行では、従来から、以下のとおり変動する金融環境への対応力を強化するため、意思決定機能の一層の迅速化と業務執行機能の強化を図るとともに、経営の透明性の確保や監査機能の強化等コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでいます。今後も、「中期経営計画2007」に掲げた「規律ある経営」へ向けた取組みを実施し、コーポレート・ガバナンスのより一層の強化を図ってまいります。

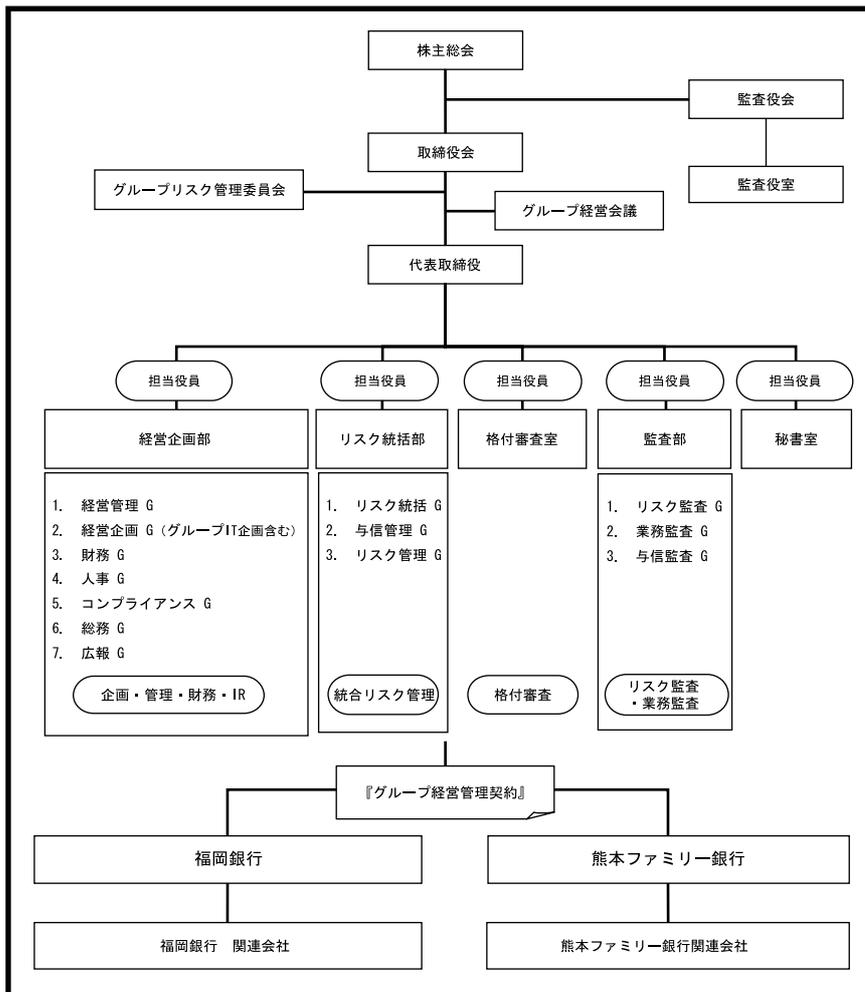
さらに当行は、平成19年6月22日に開催した取締役会において、経営環境の変化への的確な対応並びにふくおかフィナンシャルグループによるグループ全体の経営管理強化に対応するため、経営機構改革（取締役任期の短縮（2年→1年）、執行役員制度の見直し等）および役員報酬制度改革（退職慰労金制度の廃止）を実施することを決議し、より一層の経営機能および業務執行機能の充実・強化を図るため、取締役の1名増員等のガバナンス体制の見直しを決議し、いずれも平成19年6月25日開催の第15期定時株主総会の承認を得て実施しております。

なお、当行と株式会社福岡銀行は、平成19年4月2日付で共同株式移転により、完全親会社「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」（以下FFGという。）を設立いたしました。FFGは、グループ全体のガバナンス態勢の強化およびリスクコントロール態勢の確保、ならびに内部管理態勢の構築をはじめとした持株会社としての権能（子銀行およびグループ各社の経営管理）を適時適切に発揮するため、以下の経営機構で運営にあたることとしております。

### （1）持株会社の経営機構

#### 取締役会・取締役

取締役会は、全取締役7名および全監査役3名（うち社外監査役2名）が出席し、法令で定める事項の他、グループ経営計画の方針協議・決定等、グループ経営における重要な事項についての決議を行います。各取締役は、それぞれが信義則に則り、取締役としての職務を厳格に執行し、その責任と義務を履行しています。取締役会は毎月1回定例的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催するなど経営上の重要事項がタイムリーに討議、決定出来るような体制としています。



#### 監査役会・監査役

監査役は3名で、取締役の職務執行状況の監査の他、監査部・会計監査人と緊密な連携を図りながら、グループ全体の業務および財産の状況等についての調査を行うこととしています。また、監査役制度を有効に機能させるために監査役室を設置し、監査役をサポートする専属スタッフを配置しております。

#### グループ経営会議

取締役会で定める基本方針に基づき、グループ経営計画やグループ業務計画等の業務執行に関する重要な事項を協議します。

#### グループリスク管理委員会

グループ全体の各種リスク管理態勢に係る協議の他、資産ポートフォリオ管理、コンプライアンスに関する事項等についての協議・報告を行います。

### (2) 当行の機関の内容

当行は、監査役制度を採用しており、監査役3名のうち2名を社外監査役としております。なお、監査役制度をより有効に機能させるために監査役室を設置し、監査役をサポートする専属のスタッフを配置しております。

取締役7名のうち5名を、各部担当とし、担当ごとの相互牽制を図っています。取締役については、各自担当部の責任者としての総括責任を負うとともに、経営の意思決定と業務執行の指示・監督・評価の責任を負っていることを明確化し担当職務を切り離しています。また、取締役以外の執行役員を含む各部部長については、取締役から指示された業務の執行責任を負っていることを明確化しています。なお、取締役会と業務執行の情報共有を図るため、社内取締役は執行役員を兼務することができることとしております。取締役候補の選定は、取締役会で決定し、株主総会の承認後、各取締役の業務分担を取締役会で決定しております。また執行役員の選定・解任等については、取締役会で決定することとしております。

このほか、経営の意思決定の迅速化を図るため、取締役会で定める方針に基づき業務執行に関する重要な事項を協議する機関として経営会議を、同じく決定する機関として常務会を設置しております。経営会議、常務会ともに頭取、専務執行役員、常務執行役員を構成メンバーとし、原則として週2回開催しております。

今後についても、経営環境の変化に積極的に対応するため、経営体制の継続的な見直しを続けてまいります。

### (3) 内部統制システムの整備の状況

当行では、取締役会を経営全般や業務執行に係る最高意思決定機関とし、経営理念やコンプライアンスマニュアル、クレジットポリシー等の業務執行の基本方針や経営計画、年度の業務計画等の決定のほか、リスク管理、財務、管理会計のルールや監査態勢等内部管理体制の構築・整備を行ってまいりました。これまでの取組みを踏まえて、平成18年5月9日開催の取締役会で会社法施行により求められた“内部統制システムに係る基本方針”を決議してまいりましたが、福岡銀行との経営統合を前に、その内容を見直し、平成19年3月29日開催の取締役会において、「内部統制システム

構築の基本方針」について次のとおり決議するとともに、継続的な体制の見直しを行うことにより、内部統制の充実強化を図っていくこととしております。内部統制システムの主な整備状況は、次のとおりであります。

(基本的な考え方)

取締役会は、当行及び当行グループを取り巻くリスクに適時適切に対応し、企業価値の持続的成長を実現するため、経営理念及び行動規範を策定し、併せてこれらの役職員への浸透に努めるとともに、法令等遵守態勢、リスク管理態勢及び財務報告の信頼性を確保する態勢等を確立して当行及び当行グループの内部統制システムの充実・強化を図ることとしております。

(コンプライアンス態勢について)

取締役会は、法令等遵守を経営の最重要課題として位置付け、内規によってコンプライアンスに関する統括部署を設置するとともに法令等遵守のための態勢構築の基本的な規則・方針等を規定したコンプライアンス・マニュアルを制定しております。また、事業年度ごとの法令等遵守に係る重点課題や活動計画をコンプライアンス・プログラムとして定め、コンプライアンス態勢の着実な整備を行い、実効性を高めることとしております。

(リスク管理態勢の内部統制について)

取締役会は、当行グループの統合的なリスク管理態勢を確立するため、内規によって、リスク管理の統括部署およびリスクカテゴリーごとの所管部署を定め、統合的なリスク管理態勢及び相互牽制機能を確保しているほか、危機発生時に備えた基本方針を定めるなど必要な態勢を確保することに努めております。なお、取締役会の下部組織として、コンプライアンス委員会、ALM 委員会、オペレーショナル・リスク管理委員会を設置し、リスク管理の強化を図っております。

(情報管理態勢について)

取締役会は、取締役の職務の執行に関して、取締役が責任及び義務を果たしたことを検証するために十分な情報を相当期間保存・管理する体制を確保するため、取締役が関与する重要会議の議事録を作成し、関連する資料とともに保存しているほか、当行業務に係る各種文書の保存方法について「文書取扱規則」を定め、これに従い適切な情報の管理に努めております。

(会計監査人の内部統制について)

会計監査につきましては、当行は新日本監査法人に業務を委嘱しておりますが、同監査法人は、公認会計士法上の規制開始及び日本公認会計士協会の自主規制実施に先立ち業務執行社員の交替制度を導入するなど適切な体制の確保に努めております。

また、当行は取締役会および監査役会において、会計監査人の選任、不再任及び解任に関する決議等について、規定を設けるなど会計監査の適切性の確保に努めております。

(企業集団における業務の適正の確保について)

取締役会は、当行グループの健全かつ円滑な運営を行うため、関連会社の運営及び管理に関する規定を定め、また内規によって関連会社の運営を管理する部署を設置し、法令等の範囲内において、関連会社の運営に関する協議及び決定に関する基準を定めるなど、企業集団における業務の適正の確保に努めております。

(4) 社外監査役と提出会社との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係

社外監査役古莊善啓氏が議決権過半数または半数近くを直接及び間接所有する企業との取引条件については、一般の取引先と同様に決定しています。

なお、同氏の保有する当行株式は、普通株式671千株式であります。

(5) 内部監査及び監査役監査の状況

(内部監査)

当行の内部監査は、ふくおかフィナンシャルグループ(以下FFG)との委託契約に基づき、グループ内の他の部門から独立したFFGの監査部が、「監査規則」に則った定期的なリスク監査・与信監査・業務監査を実施しております。FFGの監査部は、内部統制及びリスク管理態勢の適切性、有効性を検証し、問題点の指摘のみならず、改善方法の提言を行っております。

監査結果については、当行の監査部が取締役会等に報告しております。

(監査役監査)

当行の監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成されており、それを支える組織として平成19年4月より監査役室を設置し専属のスタッフを配置しております。

監査役及び監査役会は、監査部と緊密な連携を保ち、積極的な意見及び情報交換を行い、効率的かつ実効的な監査態勢の確保に努めております。なお、原則として月1回の定期的な会合を実施しているほか、監査役が出席する取締役会において、内部監査の実施状況の報告を定期的を受け、また、必要に応じて随時内部監査部門から報告を求めることとしております。当該会合では、監査計画の協議、監査実施結果の報告、また、資産査定に関する意見交換等を実施することとしております。また、会計監査人とも緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行い、効率的かつ実効性の高い監査を実施するよう努めるとともに、原則として年6回の定期的な会合を計画するほか、必要に応じ随時会合を持っております。

(6) 会計監査の状況

会計監査につきましては、当行は会社法に基づく会計監査及び証券取引法に基づく会計監査を新日本監査法人に委嘱しております。

会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等については、次のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
指定社員・業務執行社員	工 藤 雅 春 村 田 賢 治	新日本監査法人

継続監査年数については7年以内のため記載しておりません。

当行の会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 9名 会計士補等 11名

(7) 社外取締役及び社外監査役との関係

当行は社外監査役2名を選任しておりますが、当行及び当行グループの出身者ではありません。なお、社外監査役には、当行と資本的関係及び取引関係のある会社の代表者も含まれますが、資本的関係及び取引内容はいずれも定常的なものであり、個人が直接利害関係を有するものではありません。

なお、平成19年6月25日より、社外監査役と当行との間で監査役報酬の2年分を限度額とした責任限定契約を締結しております。

(8) 役員報酬の内容

当行の取締役の報酬は、平成14年6月27日開催の第10回定時株主総会の決議により、限度額15百万円以内(月額)と定めており、当事業年度において社内取締役に支払われた報酬の総額は78百万円であります。

また、社外取締役に支払われた報酬の総額は2百万円であります。

なお、当行の監査役の報酬は、平成14年6月27日開催の第10回定時株主総会の決議により、限度額3百万円以内(月額)と定めており、当事業年度において監査役に支払われた報酬の総額は25百万円であります。

当事業年度において取締役及び監査役に支払われた報酬の合計額は106百万円であります。

役員報酬に関しましては、株主総会の決定により総額を定め、取締役会で各役員の配分を決定しております。

(9) 監査報酬の内容

公認会計士法第2条第1項に規定する業務(監査証明業務)に基づく報酬 23百万円  
上記以外の業務に基づく報酬はありません。

## 第5 【経理の状況】

1 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

ただし、前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)は、改正前の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)は、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

ただし、前事業年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)は、改正前の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)は、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)及び当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)は、連結株主資本等変動計算書及び株主資本等変動計算書の作成初年度であるため、前連結会計年度及び前事業年度との対比は行っておりません。

4 前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)の連結財務諸表並びに前事業年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)の財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人及び監査法人トーマツの監査証明を受けております。

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)の連結財務諸表並びに当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)の財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人の監査証明を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金	8	77,065	5.85	63,162	4.80
買入金銭債権		90	0.01	136	0.01
金銭の信託		3,986	0.30		
有価証券	1,8,16	180,069	13.67	233,408	17.73
貸出金	2,3,4, 5,6,7,9	1,009,363	76.62	979,364	74.40
外国為替	7	460	0.04	440	0.03
その他資産	8	8,079	0.61	6,513	0.49
動産不動産	11,12, 13	19,560	1.48		
有形固定資産	12,13			18,836	1.43
建物				3,952	
土地	11			13,448	
建設仮勘定				35	
その他の有形固定資産				1,400	
無形固定資産				500	0.04
ソフトウェア				432	
その他の無形固定資産				68	
繰延税金資産		21,899	1.66	26,943	2.05
支払承諾見返	16	18,768	1.43	14,294	1.09
貸倒引当金	6	21,830	1.66	27,330	2.07
投資損失引当金		75	0.01		
資産の部合計		1,317,438	100.00	1,316,270	100.00

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
預金	8	1,205,345	91.49	1,176,954	89.42
譲渡性預金				16,000	1.21
借入金	17			45,800	3.48
外国為替		17	0.00	2	0.00
社債	14	10,000	0.76	10,000	0.76
その他負債	10	7,510	0.57	8,607	0.65
賞与引当金		429	0.03	519	0.04
退職給付引当金		5,749	0.44	6,174	0.47
その他の偶発損失引当金		55	0.00	59	0.00
再評価に係る繰延税金負債	11	2,139	0.16	2,113	0.16
支払承諾	16	18,768	1.43	14,294	1.09
負債の部合計		1,250,017	94.88	1,280,526	97.28
(少数株主持分)					
少数株主持分		9	0.00		
(資本の部)					
資本金		34,262	2.60		
資本剰余金		23,164	1.76		
利益剰余金		8,539	0.65		
土地再評価差額金	11	871	0.07		
その他有価証券評価差額金		700	0.05		
自己株式	15	125	0.01		
資本の部合計		67,412	5.12		
負債、少数株主持分及び 資本の部合計		1,317,438	100.00		

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
資本金				34,262	2.60
資本剰余金				23,164	1.76
利益剰余金				47,784	3.63
自己株式				121	0.00
株主資本合計				9,521	0.73
その他有価証券評価差額金				357	0.03
土地再評価差額金	11			833	0.06
評価・換算差額等合計				1,190	0.09
少数株主持分				25,032	1.90
純資産の部合計				35,744	2.72
負債及び純資産の部合計				1,316,270	100.00

【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		42,721	100.00	35,901	100.00
資金運用収益		31,196		29,261	
貸出金利息		28,521		26,783	
有価証券利息配当金		1,729		2,207	
預け金利息		0		1	
コールローン利息及び買入 手形利息				72	
買現先利息				5	
金利スワップ受入利息		103		174	
その他の受入利息		842		16	
役務取引等収益		4,042		4,403	
その他業務収益		1,119		1,075	
その他経常収益		6,363		1,161	
経常費用		37,230	87.15	95,816	266.88
資金調達費用		2,766		3,078	
預金利息		2,669		2,472	
譲渡性預金利息				101	
コールマネー利息及び 売渡手形利息		0		0	
借入金利息		1		170	
社債利息		21		324	
その他の支払利息		73		9	
役務取引等費用		2,407		2,252	
その他業務費用		1,758		2,821	
営業経費		16,147		17,258	
その他経常費用		14,150		70,405	
貸倒引当金繰入額		12,964		33,721	
その他の経常費用	1	1,186		36,684	
経常利益(は経常損失)		5,491	12.85	59,914	166.88
特別利益		495	1.16	30	0.08
固定資産処分益				15	
償却債権取立益		5		3	
その他の偶発損失引当金戻入益		482			
その他の特別利益		7		11	
特別損失		2,339	5.48	137	0.38
動産不動産処分損		14			
固定資産処分損				47	
減損損失	2	2,324		90	
その他の特別損失		0			
税金等調整前当期純利益 (は税金等調整前当期純損失)		3,646	8.53	60,021	167.18
法人税、住民税及び事業税		50	0.12	25	0.07
法人税等調整額		100	0.23	4,837	13.47
少数株主利益(は少数株主損失)		3	0.01	14	0.04
当期純利益(は当期純損失)		3,499	8.19	55,195	153.74

【連結剰余金計算書及び連結株主資本等変動計算書】

(連結剰余金計算書)

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高		23,164
資本剰余金増加高		
資本剰余金減少高		
資本剰余金期末残高		23,164
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高		5,668
利益剰余金増加高		3,667
当期純利益		3,499
土地再評価差額金取崩額		167
利益剰余金減少高		796
配当金		796
自己株式処分差損		0
利益剰余金期末残高		8,539

## (連結株主資本等変動計算書)

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	34,262	23,164	8,539	125	65,840
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			1,126		1,126
当期純損失			55,195		55,195
自己株式の取得				21	21
自己株式の処分			40	26	13
土地再評価差額金の取崩			38		38
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)			56,323	4	56,319
平成19年3月31日残高(百万円)	34,262	23,164	47,784	121	9,521

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	700	871	1,572	9	67,421
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					1,126
当期純損失					55,195
自己株式の取得					21
自己株式の処分					13
土地再評価差額金の取崩					38
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	343	38	381	25,023	24,641
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	343	38	381	25,023	31,677
平成19年3月31日残高(百万円)	357	833	1,190	25,032	35,744

【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益 (は税金等調整前当期純損失)		3,646	60,021
減価償却費		781	751
減損損失		2,324	90
貸倒引当金の増減( )額		7,632	8,886
投資損失引当金の減少額( )			75
賞与引当金の増減( )額		13	89
退職給付引当金の増加額		672	424
その他の偶発損失引当金の増減( )額		483	3
資金運用収益		31,196	29,261
資金調達費用		2,766	3,078
有価証券関係損・益( )		5,985	1,146
金銭の信託の運用損・益( )		290	65
為替差損・差益( )		44	48
動産不動産処分損・益( )		14	
固定資産処分損・益( )			31
貸出金の純増( )減		20,452	46,276
預金の純増減( )		11,795	28,390
譲渡性預金の純増減( )			16,000
借入金の純増減( )			35,800
預け金(日銀預け金を除く)の 純増( )減		1,925	478
コールローン等の純増( )減		13	45
外国為替(資産)の純増( )減		37	19
外国為替(負債)の純増減( )		12	14
資金運用による収入		31,123	29,232
資金調達による支出		2,389	3,198
その他		299	1,531
小計		1,490	4,118
法人税等の支払額		34	48
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,456	4,070

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		113,916	137,645
有価証券の売却による収入		59,150	67,019
有価証券の償還による収入		24,422	14,936
金銭の信託の減少による収入			3,920
動産不動産の取得による支出		208	
有形固定資産の取得による支出			734
無形固定資産の取得による支出			126
動産不動産の売却による収入		23	
有形固定資産の売却による収入			293
投資活動によるキャッシュ・フロー		30,528	52,336
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付社債発行による収入		9,915	
劣後特約付借入金による収入			10,000
少数株主からの払込による収入			25,000
配当金支払額		796	791
少数株主への配当金支出額			334
自己株式の取得による支出		11	21
自己株式の売却による収入		0	24
財務活動によるキャッシュ・フロー		9,107	33,876
現金及び現金同等物に係る換算差額		11	7
現金及び現金同等物の増減( )額		19,953	14,381
現金及び現金同等物の期首残高		96,699	76,746
現金及び現金同等物の期末残高		76,746	62,365

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 6社                      主要な連結子会社名は、「第1企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。                      なお、連結子会社熊本ファミリービジネス株式会社は、平成17年10月1日付けで連結子会社株式会社ケイ・エフ・シーを吸収合併しております。</p> <p>(2) 非連結子会社                      該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社 7社                      主要な連結子会社名は、「第1企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。                      なお、Kumamoto Family Preferred Capital Cayman Limited は設立により当連結会計年度から連結しております。</p> <p>(2) 同左</p>
2 持分法の適用に関する事項	持分法適用会社 該当ありません。	同左
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の決算日は次の通りであります。                      9月末日 1社                      12月末日 1社                      3月末日 4社</p> <p>(2) 9月末日を決算日とする子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。                      連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次の通りであります。                      9月末日 1社                      12月末日 1社                      3月末日 5社</p> <p>(2) 同左</p>
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法                      商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法                      (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち、時価のある株式及び受益証券については連結決算日前1ヶ月の市場価格等の平均、それ以外のものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。                      なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法                      同左</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法                      (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち、時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。                      なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p> <p>(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：2年～20年 連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は36,104百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>また、当連結会計年度から償却・引当基準における不動産担保の処分可能見込額を変更して貸倒引当金を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は21,717百万円であります。</p>

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準 当行の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として13年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として13年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異(5,014百万円)については、主として15年による按分額を費用処理しております。</p> <p>(9) その他の偶発損失引当金の計上基準 その他の偶発損失引当金は、業務上発生する可能性のある偶発損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算時の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てておりません。</p> <p>(6) 賞与引当金の計上基準 同左</p> <p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異(5,014百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。</p> <p>(8) その他の偶発損失引当金の計上基準 同左</p> <p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準 同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(11)リース取引の処理方法            当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>(12)重要なヘッジ会計の方法            (為替変動リスク・ヘッジ)            当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>(13)消費税等の会計処理            当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(10)リース取引の処理方法            当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>(11)重要なヘッジ会計の方法            (為替変動リスク・ヘッジ)            同左</p> <p>(金利リスク・ヘッジ)            当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>(12)消費税等の会計処理            当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
6 連結調整勘定の償却に関する事項	連結調整勘定については、発生年度に全額償却しております。	
7 利益処分項目の取扱い等に関する事項	連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。	
8 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準)                      固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当連結会計年度から適用しております。これにより税金等調整前当期純利益は2,324百万円減少しております。                      なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)                      「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。                      当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は10,711百万円であります。                      なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。                      (投資事業組合に関する実務対応報告)                      「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。                      これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。                      (自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)                      「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。                      これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>

<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>(有限責任事業組合等に関する実務対応報告) 「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。</p> <p>これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(有価証券の評価基準及び評価方法) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち、時価のある株式及び受益証券については、連結会計年度末日前1ヶ月の市場価格等の平均により算定しておりましたが、株式会社福岡銀行との経営統合に関する基本合意の締結を機に、経営統合後の財務運営の一体化のため、両行の財務基準を統一することにいたしました。</p> <p>この結果、当連結会計年度より時価のある株式及び受益証券についても連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により算定しております。</p> <p>また、従来、連結会計年度末日前1ヶ月の市場価格等の平均が取得原価に対して50%以上下落した銘柄については、一律に減損処理、下落率が30%以上50%未満の銘柄については過去一定期間の市場価格等の推移や発行会社の信用リスク等を判断基準として減損処理を行っておりましたが、当連結会計年度より当連結会計年度末日の市場価格等が取得原価に対して30%以上下落した銘柄について一律に減損処理を行っております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合と比べ、経常損失及び税金等調整前当期純損失が391百万円増加、有価証券が98百万円減少し、その他有価証券評価差額金が174百万円、繰延税金負債が118百万円、それぞれ増加しております。</p>

表示方法の変更

<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったこと等に伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>これにより、従来の「動産不動産」中の「建物土地動産」については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」として、また「建設仮払金」については「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産」中の保証金権利金のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は、「その他資産」として表示しております。</p> <p>(3) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」の「ソフトウェア」に表示しております。</p> <p>(連結損益計算書関係)</p> <p>「動産不動産処分益」「動産不動産処分損」は、連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分益」「固定資産処分損」として表示しております。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>「動産不動産処分損益( )」は、連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損・益( )」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>

追加情報

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>株式会社福岡銀行との経営統合に関する基本合意の締結を機に、経営統合後の財務運営の一体化のため、両行の財務基準を統一することに伴い、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。これにより、経常損失及び税金等調整前当期純損失が、927百万円増加しております。</p>

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
<p>1 有価証券に含まれる関連会社株式はありません。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は14,022百万円、延滞債権額は51,448百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は399百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,784百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は82,655百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の期末残高の総額は12,580百万円であります。なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を4,268百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却済みの優先受益権を含めた元本総額16,848百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は12,871百万円であります。</p>	<p>1 有価証券に含まれる関連会社株式はありません。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,267百万円、延滞債権額は31,535百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は22,218百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は56,021百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の当連結会計年度末残高の総額は10,044百万円であります。なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を3,958百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却済みの優先受益権を含めた元本総額14,003百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は13,108百万円であります。</p>

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)						
<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>3,481百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期預金</td> <td>210百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、内国為替決済、歳入金、業界共同システムの取引の担保等として、銀行預け金9百万円及び有価証券30,479百万円を差し入れております。 なお、動産不動産のうち保証金権利金は495百万円であります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、91,422百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが65,939百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。 また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(主に半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は0百万円、繰延ヘッジ利益の総額は0百万円です。</p> <p>11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上してあります。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に、時点修正等の合理的な調整を行って算出。</p>	有価証券	3,481百万円	担保資産に対応する債務		定期預金	210百万円	<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 内国為替決済、歳入金、日銀共通担保等の取引の担保等として、銀行預け金7百万円及び有価証券75,079百万円を差し入れております。 なお、その他の資産のうち保証金は10百万円です。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、115,201百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが90,442百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。 また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(主に半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上してあります。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に、時点修正等の合理的な調整を行って算出。</p>
有価証券	3,481百万円						
担保資産に対応する債務							
定期預金	210百万円						

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,121百万円	同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,576百万円
12 動産不動産の減価償却累計額 14,418百万円	12 有形固定資産の減価償却累計額 14,409百万円
13 動産不動産の圧縮記帳額 2,464百万円	13 有形固定資産の圧縮記帳額 2,464百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 百万円)
14 社債には劣後特約付社債10,000百万円が含まれております。	14 社債には劣後特約付社債 10,000百万円が含まれております。
15 連結会社が保有する当行の株式の数 普通株式 325千株	16 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は950百万円であります。
	17 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された、劣後特約付借入金10,000百万円が含まれております。
	18 当行は、資金の効率的な運用を行うため株式会社福岡銀行とリボルピング有担保コール取引契約を締結しております。 当連結会計年度末におけるリボルピング有担保コール取引契約に係る実行残高は次のとおりであります。
	リボルピング有担保コール取引契約の総額 50,000百万円 契約実行残高 百万円 差引額 50,000百万円

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
<p>1 その他の経常費用には、その他の債権売却損509百万円を含んでおります。</p> <p>2 当連結会計年度において以下の資産について、収益力の低下及び継続的な地価の下落並びに賃料水準の下落により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産についての帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(2,324百万円)として特別損失に計上しております。</p>		<p>1 その他の経常費用には、債権売却に伴う損失34,356百万円を含んでおります。</p> <p>2 当連結会計年度において以下の資産について、収益力の低下及び継続的な地価の下落並びに賃料水準の下落により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産についての帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(90百万円)として特別損失に計上しております。</p>	
地域	主な用途	種類	減損損失
熊本 県内	賃貸用不動産 2物件	土地建物等	1,365 百万円
	遊休資産 5物件		123 百万円
熊本 県外	営業用店舗 3ヶ店	土地建物 動産等	178 百万円
	賃貸用不動産 1物件		434 百万円
	遊休資産 3物件		222 百万円
<p>営業用店舗については最小区分である営業店単位(出張所については母店と一体とみなす)で、グルーピングを行っております。また、賃貸用不動産及び遊休資産についてはそれぞれ個別の物件毎にグルーピングを行っております。回収可能価額の測定は、正味売却価額であり、路線価に基づいて合理的な調整を行って算出した価額から処分費用見込額を控除して算定しており、重要性のある不動産については、不動産鑑定評価額等に基づいて算定しております。</p>			
地域	主な用途	種類	減損損失
熊本 県内	営業用店舗 1ヶ店	土地建物等	90百万円
	賃貸用不動産 - 物件		- 百万円
	遊休資産 - 物件		- 百万円
熊本 県外	営業用店舗 1ヶ店	土地建物 動産等	0百万円
	賃貸用不動産 - 物件		- 百万円
	遊休資産 - 物件		- 百万円
<p>営業用店舗については最小区分である営業店単位(出張所については母店と一体とみなす)で、グルーピングを行っております。また、賃貸用不動産及び遊休資産についてはそれぞれ個別の物件毎にグルーピングを行っております。回収可能価額の測定は、正味売却価額であり、路線価に基づいて合理的な調整を行って算出した価額から処分費用見込額を控除して算定しており、重要性のある不動産については、不動産鑑定評価額等に基づいて算定しております。</p>			

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	122,896	620		123,516	(注) 1
第1回第一種優先株式	19,238		496	18,742	(注) 2
第1回第二種優先株式	40,000			40,000	
合計	182,134	620	496	182,258	
自己株式					
普通株式	325	93	52	366	(注) 3、4
第1回第一種優先株式		496	496		(注) 5
第1回第二種優先株式					
合計	325	589	548	366	

- (注) 1 普通株式の発行済株式の増加 620千株は、第1回第一種優先株式の普通株式を対価とする取得請求による増加であります。
- 2 第1回第一種優先株式の発行済株式の減少 496千株は、同優先株式の普通株式を対価とする取得請求により当行が取得したもので、平成19年3月30日付で消却しております。
- 3 普通株式の自己株式の増加 93千株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。
- 4 普通株式の自己株式の株式数減少 52千株は、単元未満株式の買増請求4千株および子会社所有の当行株式の市場での売却48千株による減少であります。
- 5 第1回第一種優先株式の自己株式の増加 496千株は、同優先株の普通株式を対価とする取得請求によるもので、また同優先株式の自己株式の減少 496千株は、平成19年3月30日付で消却したことによるものであります。

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	122	1円	平成18年3月31日	平成18年6月29日
	第1回第一種 優先株式	269	14円	平成18年3月31日	平成18年6月29日
	第1回第二種 優先株式	399	9円98銭	平成18年3月31日	平成18年6月29日

上記のほか連結子会社 Kumamoto Family Preferred Capital Cayman Limited. が優先出資証券に対して334百万円の配当を行っております。

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの  
該当ありません。

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係  (単位：百万円)	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係  (単位：百万円)
平成18年3月31日現在	平成19年3月31日現在
現金預け金勘定 77,065	現金預け金勘定 63,162
普通預け金 267	普通預け金 767
その他の預け金 50	その他の預け金 30
現金及び現金同等物 76,746	現金及び現金同等物 62,365



(有価証券関係)

前連結会計年度

1 売買目的有価証券(平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券		

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
社債	7,732	7,458	273	13	287
その他	10,535	9,670	865	15	880
合計	18,267	17,128	1,139	28	1,168

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	21,365	24,782	3,416	4,047	631
債券	131,821	129,400	2,420	20	2,441
国債	79,064	77,259	1,805	1	1,807
地方債	299	292	7		7
社債	52,457	51,849	607	19	627
その他	5,062	5,242	179	220	40
合計	158,249	159,425	1,175	4,288	3,113

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式および受益証券については当連結決算日前1カ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結決算日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断したのものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理した株式及び受益証券はありません。

また、時価が「著しく下落しており、取得原価まで回復する見込みがないもの」と判断するための基準は、次のとおりであります。

連結決算日前1カ月の市場価格等の平均が取得原価に対して下落率が50%以上の銘柄については一律減損処理

下落率が30%以上50%未満の銘柄については過去一定期間の時価の推移や発行会社の信用リスク等を判断基準として処理

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	52,351	6,168	187

5 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成18年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非公募債券	1,000
その他有価証券	
非上場株式	1,375

6 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

7 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成18年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	7,939	95,460	22,281	12,451
国債		55,806	10,000	11,451
地方債		96	195	
社債	7,939	39,556	12,084	1,000
その他	1,725	1,605	5,501	4,507
合計	9,665	97,065	27,783	16,959

当連結会計年度

- 1 売買目的有価証券(平成19年3月31日現在)  
該当ありません。
- 2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)  
該当ありません。
- 3 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	19,509	21,400	1,891	2,961	1,070
債券	210,263	208,971	1,292	213	1,506
国債	143,640	142,514	1,125	106	1,232
地方債	685	685	0	3	3
社債	65,937	65,771	165	104	270
その他	97	97	0	0	0
合計	229,870	230,469	599	3,176	2,577

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により算定しております。
- 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
- 3 株式会社 福岡銀行との経営統合に関する基本合意の締結を機に、従来、連結会計年度末日前1ヶ月の市場価格等の平均が取得原価に対して50%以上下落した銘柄については、一律に減損処理、下落率30%以上50%未満の銘柄について過去一定期間の市場価格等の推移や発行会社の信用リスク等を判断基準として減損処理を行っておりましたが、当連結会計年度より当連結会計年度末日の市場価格等が取得原価に対して30%以上下落した銘柄について一律減損処理を行っております。なお、当連結会計年度において減損処理した株式の金額は950百万円であります。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	売却原価（百万円）	売却額(百万円)	売却損益(百万円)
社債	4,000	3,866	133
その他	10,513	9,663	849
合計	14,513	13,529	983

（売却の理由）将来の市場リスクの最小化のため、有価証券のポートフォリオを見直したことによるものです。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	51,667	1,149	361

6 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成19年3月31日現在）

	金額(百万円)
その他有価証券	
非公募債券	950
非上場株式	1,800
その他の証券	187

7 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度中に、満期保有目的の債券4,210百万円の保有目的を満期保有目的の債券の一部売却により変更し、その他有価証券に区分しております。この変更により、有価証券が37百万円、その他有価証券評価差額金が22百万円、繰延税金負債が14百万円、それぞれ減少しております。

8 その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額(平成19年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	26,120	137,481	26,611	19,707
国債	12,071	93,624	17,112	19,707
地方債		199	485	
社債	14,049	43,658	9,013	
その他		186	97	
合計	26,120	137,668	26,709	19,707

(金銭の信託関係)

前連結会計年度

1 運用目的の金銭の信託(平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	3,986	26

2 満期保有目的の金銭の信託(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

当連結会計年度

1 運用目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

2 満期保有目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

前連結会計年度

その他有価証券評価差額金(平成18年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	1,175
その他有価証券	1,175
その他の金銭の信託	
( )繰延税金負債	474
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	700
( )少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	700

当連結会計年度

その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	599
その他有価証券	599
その他の金銭の信託	
( )繰延税金負債	242
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	357
( )少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	357

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行が利用しているデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では為替予約取引、通貨スワップ取引、有価証券関連では債券先物取引、債券オプション取引であります。

(2) 取組方針および利用目的

当行は、顧客の為替取引に係るリスクヘッジニーズに対応するため為替予約取引、通貨スワップ取引等のデリバティブ取引を利用しており、また、当行自身の市場リスクの適切な管理等を目的とする資産・負債の総合管理(いわゆるALM)に活用するために金利スワップ取引を利用しております。また、当行が保有する有価証券に係る価格変動リスクの回避および収益の獲得を目的とし、債券先物取引、債券オプション取引等のデリバティブ取引も利用しております。

なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) 通貨スワップ取引および為替スワップ取引等

(ヘッジ対象) 外貨建金銭債権債務等

ヘッジ方針

当行は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で通貨スワップ取引および為替スワップ取引を行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

(3) 各種リスクの内容

当行が利用しているデリバティブ取引には、市場リスクおよび信用リスクを有しております。市場リスクについては、殆どがヘッジ目的のデリバティブ取引であり、リスク量は極めて限られたものとなっております。

また、信用リスクについては、当行のデリバティブ取引の契約先はいずれも信用度の高い金融機関等であり、相手方の契約不履行によるリスクは殆どないものと考えております。

(4) リスク管理体制

当行が利用しているデリバティブ取引は、社内規定に基づき行っております。規定には、デリバティブ取引の利用範囲、権限、限度枠等および報告体制に関するルールが定められており、各種リスク状況は業務管理部で管理し、毎月の取締役会、ALM委員会等において報告いたしております。

## 2 取引の時価等に関する事項

### (1) 金利関連取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

### (2) 通貨関連取引(平成18年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ				
	為替予約	29		0	0
	売建	4		0	0
	買建	24		0	0
	通貨オプション その他				
	合計			0	0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

#### 2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

### (3) 株式関連取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

### (4) 債券関連取引(平成18年3月31日現在)

契約額等の当連結会計年度末残高はありません。

### (5) 商品関連取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

### (6) クレジットデリバティブ取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

## 当連結会計年度

### 1 取引の状況に関する事項

#### (1) 取引の内容

当行が利用しているデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では為替予約取引、通貨スワップ取引、有価証券関連では債券オプション取引であります。

#### (2) 取組方針および利用目的

当行は、顧客の為替取引に係るリスクヘッジニーズに対応するため為替予約取引、通貨スワップ取引等のデリバティブ取引を利用しており、また、当行自身の市場リスクの適切な管理等を目的とする資産・負債の総合管理(いわゆるALM)に活用するために金利スワップ取引を利用しております。また、当行が保有する有価証券に係る価格変動リスクの回避および収益の獲得を目的とし、債券オプション取引等のデリバティブ取引も利用しております。

なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。

##### 金利リスク・ヘッジ

金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジの方法によっております。ヘッジ対象は預金、貸出金等、ヘッジ手段は金利スワップであります。

ヘッジ有効性については、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき評価しております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

##### 為替変動リスク・ヘッジ

為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ対象は外貨建金銭債権債務、ヘッジ手段は通貨スワップであります。

ヘッジ有効性については、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき評価しております。

#### (3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引は、市場リスク及び信用リスクを内包しております。

市場性リスクにつきましては、通貨関連のデリバティブ取引は為替変動リスクを、金利関連のデリバティブ取引は金利変動リスクを、債券関連のデリバティブ取引は価格変動リスクをそれぞれ有しております。

また、信用リスクについては、当行のデリバティブ取引の契約先はいずれも信用度の高い金融機関等であり、相手方の契約不履行によるリスクは殆どないものと考えております。

#### (4) リスク管理体制

当行が利用しているデリバティブ取引は、社内規定に基づき行っております。規定には、デリバティブ取引の利用範囲、権限、限度枠等および報告体制に関するルールが定められており、各種リスク状況はリスク管理部で管理し、毎月の取締役会、ALM委員会等において報告いたしております。

## 2 取引の時価等に関する事項

### (1) 金利関連取引(平成19年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	金利先渡契約				
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	1,600	1,600	3	3
	受取変動・支払固定	1,600	1,600	3	3
	受取変動・支払変動				
	金利オプション				
	その他				
	合計			0	0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

#### 2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

### (2) 通貨関連取引(平成19年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ				
	為替予約	51		0	0
	売建	19		0	0
	買建	31		0	0
	通貨オプション				
	その他				
	合計			0	0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

#### 2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

### (3) 株式関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

### (4) 債券関連取引(平成19年3月31日現在)

契約額等の当連結会計年度末残高はありません。

(5) 商品関連取引(平成19年3月31日現在)  
該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日現在)  
該当ありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。

また、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金制度の代行部分については、平成15年8月13日に将来分支給義務免除の認可を、平成17年4月1日に過去分支給義務免除の認可を、それぞれ厚生労働大臣より受けております。

なお、平成17年4月1日に退職給付制度の改定を行い、厚生年金基金を確定給付企業年金に移行しております。

制度名	対象範囲	設定時期及び移行時期
確定給付企業年金基金制度	当行行員	平成17年4月代行返上により移行
退職一時金制度(当行分)	当行行員	平成4年4月設定
退職一時金制度(連結子会社4社)	連結子会社社員	各社の設立時に設定
適格退職年金制度(連結子会社1社)	連結子会社社員	平成10年8月

2 退職給付債務に関する事項

区分		前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付債務	(A)	15,044	15,514
年金資産	(B)	4,302	4,744
未積立退職給付債務	(C) = (A) + (B)	10,741	10,769
会計基準変更時差異の未処理額	(D)	3,002	2,669
未認識数理計算上の差異	(E)	2,353	2,190
未認識過去勤務債務	(F)	364	264
連結貸借対照表計上額純額	(G) = (C) + (D) + (E) + (F)	5,749	6,174
前払年金費用	(H)		
退職給付引当金	(G) - (H)	5,749	6,174

(注) 1 臨時に支払う割増退職金は含めておりません。

2 連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

### 3 退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用	589	591
利息費用	299	299
期待運用収益	128	128
過去勤務債務の費用処理額	31	31
数理計算上の差異の費用処理額	261	261
会計基準変更時差異の費用処理額	333	333
その他(臨時に支払った割増退職金等)		15
退職給付費用	1,324	1,342

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

### 4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
(1) 割引率	2.00%	2.00%
(2) 期待運用収益率	3.00%	3.00%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準 なお、当行の厚生年金基金の基本部分については給与基準、退職一時金の一部についてはポイント基準	期間定額基準 なお、退職一時金の一部についてはポイント基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	13年(その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による。)	同左
(5) 数理計算上の差異の処理年数	13年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている。)	同左
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	主として15年	15年

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

該当ありません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>貸倒引当金 17,127百万円</p> <p>減価償却費 241</p> <p>退職給付引当金 2,321</p> <p>繰越欠損金 4,630</p> <p>その他 2,590</p> <hr/> <p>繰延税金資産小計 26,911</p> <p>評価性引当額 4,537</p> <hr/> <p>繰延税金資産合計 22,374</p> <p>繰延税金負債</p> <p>その他有価証券評価差額金 474</p> <hr/> <p>繰延税金資産の純額 21,899百万円</p>	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>貸倒引当金 18,211百万円</p> <p>減価償却費 202</p> <p>退職給付引当金 2,493</p> <p>繰越欠損金 28,234</p> <p>その他 3,583</p> <hr/> <p>繰延税金資産小計 52,726</p> <p>評価性引当額 25,540</p> <hr/> <p>繰延税金資産合計 27,185</p> <p>繰延税金負債</p> <p>その他有価証券評価差額金 242</p> <hr/> <p>繰延税金資産の純額 26,943百万円</p>
<p>2 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 40.40 %</p> <p>(調整)</p> <p>過年度課税所得の修正 0.55</p> <p>評価性引当額の増減 35.10</p> <p>交際費等永久に損金に算入されない項目 0.60</p> <p>受取配当金等永久に益金に算入されない項目 2.38</p> <p>住民税均等割額 0.75</p> <p>その他 0.69</p> <hr/> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 4.13 %</p>	<p>2 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 40.40 %</p> <p>(調整)</p> <p>過年度課税所得の修正 0.20</p> <p>評価性引当額の増減 31.89</p> <p>交際費等永久に損金に算入されない項目 0.04</p> <p>受取配当金等永久に益金に算入されない項目 0.11</p> <p>住民税均等割額 0.03</p> <p>その他 0.33</p> <hr/> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 8.02 %</p>

(セグメント情報)

**【事業の種類別セグメント情報】**

連結会社は銀行業以外に一部で人材派遣業、不動産の管理業等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

**【所在地別セグメント情報】**

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

**【国際業務経常収益】**

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

記載すべき重要なものはありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者	高野正晴 (注2)	熊本県 熊本市		弁護士	被所有 直接 0.00		弁護士報酬の支払	弁護士報酬の支払	11		
	古荘善啓	熊本県 熊本市		当行監査役 熊本日産自動車(株)非常勤取締役				熊本日産自動車(株)への資金の貸出 熊本日産自動車(株)からの利息の受取	10	貸出金	850
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)古荘本店 (注3)	熊本県 熊本市	23	繊維卸売業	被所有 直接 0.10	なし	資金の貸出	資金の貸出 利息の受取	0	貸出金	204
	(株)トキハ (注4)	大分県 大分市	100	小売業	所有 直接 0.00 被所有 直接 0.00	なし	資金の貸出	資金の貸出 利息の受取	4	貸出金	300

(注) 1 取引条件については、一般の取引先と同様に決定しております。

2 社外取締役高野正晴が所有している第一回第一種優先株式数は16千株であります。なお、当該株式数は、上表の議決権等の所有(被所有)割合の算定には含まれておりません。

3 当行役員古荘善啓が議決権の65%を直接及び間接保有しております。

4 当行役員古荘善啓が議決権の50%を直接及び間接保有しております。

(3) 子会社等

記載すべき重要なものはありません。

(4) 兄弟会社等

記載すべき重要なものはありません。

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

記載すべき重要なものはありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員及び その近親者	高野正晴 (注2)	熊本県 熊本市		弁護士	被所有 直接 0.00		弁護士報酬 の支払	弁護士報酬 の支払	9		
	古荘善啓	熊本県 熊本市		当行監査役 熊本日産自動車(株)非常 勤取締役				熊本日産自動車(株)への 資金の貸出 熊本日産自動車(株)からの 利息の受取	11	貸出金	780
役員及び その近親者 が議決権の過半 数を所有している 会社等	(株)古荘本店 (注3)	熊本県 熊本市	23	繊維卸売業	被所有 直接 0.00	なし	資金の貸 出	資金の貸出 利息の受取	0	貸出金	219
	(株)トキハ (注4)	大分県 大分市	100	小売業	所有 直接 0.00 被所有 直接 0.00	なし	資金の貸 出	資金の貸出 利息の受取	5	貸出金	280

- (注) 1 取引条件については、一般の取引先と同様に決定しております。
- 2 社外取締役高野正晴が所有している第一回第一種優先株式数は 16千株であります。なお、当該株式数は、上表の議決権等の所有(被所有)割合の算定には含まれておりません。  
なお、社外取締役高野正晴は、平成18年12月27日付をもって当行社外取締役を退任しております。
- 3 当行役員古荘善啓が議決権の65.8%を直接及び間接保有しております。
- 4 当行役員古荘善啓が議決権の50.1%を直接及び間接保有しております。

(3) 子会社等

記載すべき重要なものはありません。

(4) 兄弟会社等

記載すべき重要なものはありません。

## ( 1株当たり情報)

		前連結会計年度末 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度末 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	226.76	232.72
1株当たり当期純利益 (は1株当たり当期純損失)	円	23.15	449.32
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	15.84	

(注) 算定上の基礎

## 1 1株当たり純資産額

項目	前連結会計年度末 平成18年3月31日	当連結会計年度末 平成19年3月31日
純資産の部の合計額(百万円)		35,744
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)		64,403
(うち少数株主持分)		25,032
(うち優先株式に係る当連結会計年度 末の純資産額)		39,371
普通株式に係る当連結会計年度末の純資 産額(百万円)		28,659
1株当たり純資産額の算定に用いられた 当連結会計年度末の普通株式の数(千 株)		123,149

## 2 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり当期純利益又は当期純損失			
当期純利益(は当期純損失)	百万円	3,499	55,195
普通株主に帰属しない金額	百万円	668	
うち利益処分による 優先配当額	百万円	668	
普通株式に係る当期純利益 (は当期純損失)	百万円	2,831	55,195
普通株式の期中平均株式数	千株	122,306	122,843
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	668	
うち優先配当額	百万円	668	
普通株式増加数	千株	98,841	
うち優先株式の転換請求権	千株	98,841	
希薄化効果を有しない為、潜在 株式調整後1株当たり当期純利益 の算定に含めなかった潜在株式 の概要			第一回第一種優先株式転換請求 権及び第一回第二種優先株式転 換請求権 なお、上記の優先株式転換請 求権の概要は、「第4 提出会社 の状況」中、「1 株式等の状 況」の「(1) 株式の総数等」の 「発行済株式」の脚注に記 載のとおり。

なお、当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在しますが、純損失が計上されているので記載しておりません。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

当行は、平成18年5月12日の取締役会決議に基づき、株式会社福岡銀行（本店：福岡市 頭取：谷正明）との間で、業務・資本提携を行うこと並びに共同持株会社の設立等を内容とする将来的な経営統合に向けた検討を開始することについて基本合意いたしました。その内容等につきましては以下のとおりであります。

1. 基本合意の目的

株式会社熊本ファミリー銀行と株式会社福岡銀行は、業務・資本提携並びに将来的な経営統合により、営業ネットワークの拡大等による顧客サービスの向上、地域社会への貢献、企業価値の持続的成長の実現及び従業員満足度の向上を目指します。

2. 業務・資本提携の内容

(1) 業務提携の内容

事業再生支援  
ATM相互無料提携  
ビジネスローン業務提携  
法人ソリューション営業提携  
個人向け営業提携  
業務効率化提携

(2) 資本提携の内容

株式会社福岡銀行が株式会社熊本ファミリー銀行の公的優先株式を株式会社整理回収機構から全額買取ることについて、株式会社整理回収機構を通じて預金保険機構に対して申し出を行い、平成18年5月17日付で取得いたしました。

(株式会社福岡銀行が取得した株式会社熊本ファミリー銀行の公的優先株式の内容)

取得株式の総数	40,000,000株
取得価格	1株につき788円79銭
取得総額	31,551,600,000円
取得先	株式会社整理回収機構
取得日	平成18年5月17日

3. 将来的な経営統合に向けた検討の開始及びその方式・時期等

株式会社熊本ファミリー銀行と株式会社福岡銀行は、統合準備委員会を設置し、適正な資産査定等に基づき統合比率を決定のうえ、株主の承認及び関係当局の認可を前提として、平成19年春を目処に共同株式移転により持株会社を設立することについて検討を開始いたします。

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

- 1 株式会社熊本ファミリー銀行と株式会社福岡銀行は、平成19年4月2日付で共同株式移転により、完全親会社「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」を設立いたしました。

この結果、当行の主要株主に異動があり、当行は「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」の完全子会社となりました。

(1)経営統合の目的

両行は、相互の営業ネットワークの拡大による顧客サービスの向上を実現し、金融サービスを通じて地域社会に対してより多くの貢献を果たすとともに、従業員の満足度を向上し、両行の企業価値を持続的に成長させることでステークホルダーの期待を超える金融グループの実現を目指してまいります。

両行は、相互のスピーディーな成長の実現に向け、より効率的に経営資源を活用するとともに、より有効に両行のブランド価値を高めることでさらに広範な金融サービスをさらに広域に展開してまいります。

(2)統合形態

熊本ファミリー銀行と福岡銀行の共同株式移転による持株会社。

(3)持株会社の概要

商号 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ

(英文名称 Fukuoka Financial Group, Inc.)

事業内容 銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに附帯する業務を行います。

本店所在地 福岡県福岡市中央区天神二丁目13番1号(現 福岡銀行本店所在地)

設立時期 平成19年4月2日(月)

資本金 1,000億円

資本準備金 250億円

発行株式数 (設立日現在)

普通株式 755,916,290株

第一種優先株式 18,742,000株

第二種優先株式 40,000,000株

単元株式数 普通株式 1,000株

優先株式 1,000株

決算期 毎年3月31日

(4)株式移転比率

福岡銀行の株式1株に対して、持株会社の普通株式1株

熊本ファミリー銀行の普通株式1株に対して、持株会社の普通株式0.217株

熊本ファミリー銀行の第一回第一種優先株式(民間優先株)1株に対して、持株会社の第一種優先株式1株

熊本ファミリー銀行の第一回第二種優先株式(旧公的優先株)1株に対して、持株会社の第二種優先株式1株

## 2 欠損の填補のための資本の減少

当行は、平成19年6月18日開催の取締役会決議に基づく、減資および準備金減少に関する議案について、平成19年6月25日開催の定時株主総会におきまして、下記のとおり承認可決されました。

### (1) 資本の減少

#### 目的

平成19年3月期末における繰越損失56,115,610,785円を一掃するため。

#### 減少する資本金の額

資本金の額34,262,032,022円を25,531,267,820円減少して8,730,764,202円とする。

#### 資本金減少の方法

発行済株式総数の変更を行わず、資本金の額のみを減少する。

#### 欠損の填補に充てる額

25,531,267,820円

#### 資本減少の日程

- |               |                |
|---------------|----------------|
| a 株主総会決議日     | 平成19年6月25日     |
| b 債権者異議申述最終期日 | 平成19年7月26日(予定) |
| c 効力発生日       | 平成19年7月27日(予定) |

### (2) 準備金の減少

#### 目的

平成19年3月期末における繰越欠損56,115,610,785円を一掃するため。

#### 減少する準備金の額

準備金の総額23,484,342,965円から資本準備金の全額にあたる23,164,342,965円および利益準備金の全額にあたる320,000,000円の合計額23,484,342,965円を減少させる。

#### 欠損の填補に充てる額

減少額の全額を欠損の填補に充てる。

#### 準備金減少の日程

- |               |                |
|---------------|----------------|
| a 株主総会決議日     | 平成19年6月25日     |
| b 債権者異議申述最終期日 | 平成19年7月26日(予定) |
| c 効力発生日       | 平成19年7月27日(予定) |

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当行	第1回期限前償還条 項付無担保社債 (劣後特約付)	平成18年3 月7日	10,000	10,000	3.24	なし	平成28年3 月7日

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金		45,800	2.25	
劣後特約付借入金		10,000	2.85	平成28年9月13日
日銀借入金		35,800	0.62	平成19年5月14日～ 平成19年6月1日

- (注) 1 劣後特約付借入金の平均利率 (%) は、平成18年9月13日から平成23年9月13日まで、年2.85%の固定金利であります。
- 2 劣後特約付借入金の元利金弁済方法は、最終弁済期限に一括弁済であります。
- 3 日銀借入金の「平均利率」は期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」勘定の内訳を記載しております。

【その他】

重要な訴訟事件

平成17年12月2日に東京地方裁判所から破産手続の開始決定を受けた木村建設株式会社の破産管財人弁護士が、同社に対する当行の一連の処理に関し「行為の否認」1,355百万円、並びに「損害賠償」3,000百万円として総額4,355百万円を求める提訴を行い、平成19年3月29日に当行に対し東京地方裁判所より「行為の否認」のうち1,305百万円の支払いを命ずる判決が出されましたが、当行は同判決内容を不服として東京高等裁判所に控訴しております。また、木村建設株式会社の破産管財人弁護士も「損害賠償」等3,049百万円を却下した同判決内容を不服として東京高等裁判所に控訴しております。

当行としては、あくまでも一連の耐震構造偽装問題に絡む社会的な問題であり、また当行の対応については何等問題ないものと考えております。

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金		77,058	5.84	63,148	4.80
現金		24,005		20,681	
預け金	8	53,053		42,467	
買入金銭債権		90	0.01	136	0.01
金銭の信託		3,986	0.30		
有価証券	8	180,512	13.69	234,213	17.79
国債		77,259		142,514	
地方債		292		685	
社債	20	60,581		66,721	
株式	1	26,601		24,007	
その他の証券		15,778		284	
貸出金	2,3,4, 5,6,18	1,006,836	76.37	980,574	74.49
割引手形	7	12,871		13,108	
手形貸付		157,796		116,638	
証書貸付		791,113		799,487	
当座貸越	9	45,055		51,339	
外国為替		460	0.03	440	0.03
外国他店預け		448		427	
買入外国為替	7	2			
取立外国為替		8		13	
その他資産		6,552	0.50	5,731	0.44
未決済為替貸		392		403	
前払費用				53	
未収収益		1,167		1,479	
金融派生商品		1		0	
その他の資産	8	4,990		3,794	
動産不動産	12,13	18,187	1.38		
土地建物動産	11	17,239			
保証金権利金		948			
有形固定資産	12,13			17,424	1.32
建物				3,301	
土地	11			12,737	
建設仮勘定				35	
その他の有形固定資産				1,350	
無形固定資産				496	0.04
ソフトウェア				431	
その他の無形固定資産				64	
繰延税金資産		21,870	1.66	26,993	2.05
支払承諾見返	20	18,768	1.42	14,294	1.08
貸倒引当金	6	15,843	1.20	26,998	2.05
投資損失引当金		75	0.00		
資産の部合計		1,318,405	100.00	1,316,455	100.00

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
預金		1,205,827	91.46	1,177,437	89.44
当座預金		36,240		35,983	
普通預金		367,464		367,873	
貯蓄預金		4,462		4,301	
通知預金		7,097		5,777	
定期預金	8	762,528		742,205	
定期積金		16,169		14,700	
その他の預金		11,865		6,596	
譲渡性預金				16,000	1.21
借入金	21			45,800	3.48
借入金				45,800	
外国為替		17	0.00	2	0.00
売渡外国為替		17		0	
未払外国為替				1	
社債	14	10,000	0.76	35,500	2.70
その他負債		7,129	0.54	8,376	0.64
未決済為替借		351		496	
未払法人税等		85		96	
未払費用		4,271		4,396	
前受収益		1,216		903	
従業員預り金		239		259	
給付補てん備金		4		8	
金融派生商品		1		0	
繰延ヘッジ利益	10	0			
その他の負債		959		2,215	
賞与引当金		400	0.03	489	0.04
退職給付引当金		5,718	0.44	6,145	0.47
その他の偶発損失引当金		414	0.03	494	0.04
再評価に係る繰延税金負債	11	2,139	0.16	2,113	0.16
支払承諾	20	18,768	1.42	14,294	1.08
負債の部合計		1,250,416	94.84	1,306,655	99.26

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資本の部)					
資本金	15	34,262	2.60		
資本剰余金		23,164	1.76		
資本準備金		23,164			
利益剰余金	16	9,091	0.69		
利益準備金		160			
任意積立金		3,100			
別途積立金		3,100			
当期末処分利益		5,831			
土地再評価差額金	11	871	0.07		
その他有価証券評価差額金		700	0.05		
自己株式	17	100	0.01		
資本の部合計		67,989	5.16		
負債及び資本の部合計		1,318,405	100.00		

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
資本金				34,262	2.60
資本剰余金				23,164	1.76
資本準備金				23,164	
利益剰余金				48,695	3.70
利益準備金				320	
その他利益剰余金				49,015	
別途積立金				7,100	
繰越利益剰余金				56,115	
自己株式				121	0.01
株主資本合計				8,609	0.65
その他有価証券評価差額金				357	0.03
土地再評価差額金	11			833	0.06
評価・換算差額等合計				1,190	0.09
純資産の部合計				9,800	0.74
負債及び純資産の部合計				1,316,455	100.00

【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		41,789	100.00	35,093	100.00
資金運用収益		31,108		29,132	
貸出金利息		28,383		26,652	
有価証券利息配当金		1,779		2,208	
預け金利息		0		1	
コールローン利息及び買入 手形利息				72	
買現先利息				5	
金利スワップ受入利息		103		174	
その他の受入利息		842		16	
役務取引等収益		3,925		4,269	
受入為替手数料		1,456		1,393	
その他の役務収益		2,468		2,876	
その他業務収益		365		509	
外国為替売買益		44		48	
商品有価証券売買益		0		0	
国債等債券売却益		60		99	
国債等債券償還益				1	
金融派生商品収益		259		358	
その他経常収益		6,390		1,182	
株式等売却益		5,888		794	
金銭の信託運用益		299		9	
その他の経常収益		202		378	
経常費用		36,460	87.25	96,891	276.09
資金調達費用		2,764		3,594	
預金利息		2,669		2,472	
譲渡性預金利息				101	
コールマネー利息		0		0	
借入金利息				168	
社債利息		21		840	
その他の支払利息		73		9	
役務取引等費用		2,604		2,383	
支払為替手数料		251		241	
その他の役務費用		2,352		2,141	

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)		当事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
その他業務費用		258		1,564	
国債等債券売却損		173		1,313	
国債等債券償還損		0		58	
その他の業務費用		84		192	
営業経費		16,494		17,579	
その他経常費用		14,338		71,769	
貸倒引当金繰入額		12,880		33,720	
貸出金償却		360		3,205	
株式等売却損		13		31	
株式等償却		221		2,235	
金銭の信託運用損		9		75	
その他の偶発損失引当金 繰入額				80	
その他の経常費用	1	852		32,419	
経常利益(は経常損失)		5,329	12.75	61,797	176.09
特別利益		29	0.07	3	0.01
固定資産処分益				1	
償却債権取立益		2		1	
その他の特別利益		27			
特別損失		539	1.29	136	0.39
動産不動産処分損		14			
固定資産処分損				45	
減損損失	2	525		90	
税引前当期純利益 (は税引前当期純損失)		4,818	11.53	61,930	176.47
法人税、住民税及び事業税		25	0.06	19	0.05
法人税等調整額		111	0.27	4,915	14.00
当期純利益(は当期純損失)		4,682	11.20	57,034	162.52
前期繰越利益		981			
土地再評価差額金取崩額		167			
自己株式処分差損		0			
当期末処分利益		5,831			

【利益処分計算書及び株主資本等変動計算書】

(利益処分計算書)

		前事業年度 株主総会承認日 (平成18年6月29日)
区分	注記 番号	金額(百万円)
当期末処分利益		5,831
利益処分量		4,951
利益準備金		160
第一回第一種優先株式配当金	(1株につき14円)	269
第一回第二種優先株式配当金	(1株につき9円98銭)	399
普通株式配当金	(1株につき1円)	122
任意積立金		4,000
別途積立金		4,000
次期繰越利益		880

## (株主資本等変動計算書)

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	34,262	23,164	23,164
事業年度中の変動額			
利益準備金・別途積立金の積立(注)			
剰余金の配当(注)			
当期純損失			
自己株式の取得			
自己株式の処分			
土地再評価差額金の取崩			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計(百万円)			
平成19年3月31日残高(百万円)	34,262	23,164	23,164

	株主資本					自己株式	株主資本合計
	利益剰余金				利益剰余金合計		
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
		別途積立金	繰越利益剰余金				
平成18年3月31日残高(百万円)	160	3,100	5,831	9,091	100	66,417	
事業年度中の変動額							
利益準備金・別途積立金の積立(注)	160	4,000	4,160	-		-	
剰余金の配当(注)			791	791		791	
当期純損失			57,034	57,034		57,034	
自己株式の取得					21	21	
自己株式の処分			0	0	1	1	
土地再評価差額金の取崩			38	38		38	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計(百万円)	160	4,000	61,947	57,787	20	57,807	
平成19年3月31日残高(百万円)	320	7,100	56,115	48,695	121	8,609	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	700	871	1,572	67,989
事業年度中の変動額				
利益準備金・別途積立金の積立(注)				-
剰余金の配当(注)				791
当期純損失				57,034
自己株式の取得				21
自己株式の処分				1
土地再評価差額金の取崩				38
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	343	38	381	381
事業年度中の変動額合計(百万円)	343	38	381	58,189
平成19年3月31日残高(百万円)	357	833	1,190	9,800

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については決算日前1ヵ月の市場価格等の平均、それ以外については、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち、時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 同左</p>
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～48年 動産 2年～20年</p> <p>(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～48年 動産 2年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>
5 繰延資産の処理方法	社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。	同左
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左

	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	当事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
7 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は37,370百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>また、当事業年度から償却・引当基準における不動産担保の処分可能見込額を変更して貸倒引当金を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額</p>

	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(13年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異(5,004百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。</p> <p>(5) その他の偶発損失引当金 その他の偶発損失引当金は、業務上発生する可能性のある偶発損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 21,717百万円であります。</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p> <p>(4) その他の偶発損失引当金 同左</p>

	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
8 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左
9 ヘッジ会計の方法	(為替変動リスク・ヘッジ) 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。	(為替変動リスク・ヘッジ) 同左
10 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。	(金利リスク・ヘッジ) 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価を行っております。 なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当事業年度から適用しております。これにより税引前当期純利益は525百万円減少しております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は9,800百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>(有限責任事業組合等に関する実務対応報告)</p> <p>「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同実務対応報告を適用しております。</p> <p>これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(有価証券の評価基準及び評価方法)</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち、時価のある株式及び受益証券については、事業年度末日前1ヶ月の市場価格等の平均により算定しておりましたが、株式会社福岡銀行との経営統合に関する基本合意の締結を機に、経営統合後の財務運営の一体化のため、両行の財務基準を統一することにいたしました。</p> <p>この結果、当事業年度より時価のある株式及び受益証券についても事業年度末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により算定しております。</p> <p>また、従来、事業年度末日前1ヶ月の市場価格等の平均が取得原価に対して50%以上下落した銘柄については、一律に減損処理、下落率が30%以上50%未満の銘柄については過去一定期間の市場価格等の推移や発行会社の信用リスク等を判断基準として減損処理を行っておりましたが、当事業年度より事業年度末日の市場価格等が取得原価に対して30%以上下落した銘柄について一律に減損処理を行っております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合と比べ、経常損失及び税引前当期純損失が391百万円増加、有価証券が98百万円減少し、その他有価証券評価差額金が174百万円、繰延税金負債が118百万円、それぞれ増加しております。</p>

表示方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>1 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当事業年度から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(貸借対照表関係)</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>「動産不動産」中の「土地建物動産」については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」に区分表示し、「建設仮払金」は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。</p> <p>「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。</p> <p>(3) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」の「ソフトウェア」に表示しております。</p> <p>(損益計算書関係)</p> <p>「動産不動産処分益」「動産不動産処分損」は、貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分益」「固定資産処分損」として表示しております。</p> <p>2 前事業年度において「その他の受入利息」に含めて表示していた「コールローン利息及び買入手形利息」(前事業年度0百万円)及び「買現先利息」(前事業年度0百万円)は、重要性が増したため、当事業年度からは区分掲記しております。</p>

追加情報

<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>株式会社福岡銀行との経営統合に関する基本合意の締結を機に、経営統合後の財務運営の一体化のため、両行の財務基準を統一することに伴い、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。これにより、経常損失及び税引前当期純損失が、2,009百万円増加しております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
<p>1 子会社の株式総額 432百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は9,992百万円、延滞債権額は49,896百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は、399百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,784百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は77,072百万円であります。 なお、上記2から5にかかげた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の期末残高の総額は12,580百万円であります。なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を4,268百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却済みの優先受益権を含めた元本総額16,848百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p>	<p>1 関係会社の株式総額 807百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,230百万円、延滞債権額は31,174百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は、百万円あります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は22,436百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は55,841百万円あります。 なお、上記2から5にかかげた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の期末残高の総額は10,044百万円あります。なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を3,958百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却済みの優先受益権を含めた元本総額14,003百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p>

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)								
<p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)にもとづき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は12,871百万円であります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="252 566 786 696"> <tr> <td>担保に供している資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>3,481百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期預金</td> <td>210百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、内国為替決済、歳入金、業界共同システムの取引の担保等として、銀行預け金9百万円及び有価証券30,479百万円を差し入れております。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、78,299百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが64,468百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(主に半年毎に)予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ利益」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は0百万円、繰延ヘッジ利益の総額は0百万円であります。</p> <p>11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に、時点修正等の合理的な調整を行</p>	担保に供している資産		有価証券	3,481百万円	担保資産に対応する債務		定期預金	210百万円	<p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)にもとづき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は13,108百万円であります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>内国為替決済、歳入金、日銀共通担保等の取引の担保等として、銀行預け金7百万円及び有価証券75,079百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他の資産のうち保証金は9百万円あります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、103,287百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが89,526百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(主に半年毎に)予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に、時点修正等の合理的な調整を行</p>
担保に供している資産									
有価証券	3,481百万円								
担保資産に対応する債務									
定期預金	210百万円								

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)						
<p>って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">5,121百万円</p> <p>12 動産不動産の減価償却累計額 13,533百万円</p> <p>13 動産不動産の圧縮記帳額 2,464百万円 (当事業年度圧縮記帳額 百万円)</p> <p>14 社債には、劣後特約付社債10,000百万円が含まれております。</p> <p>15 会社が発行する株式の総数</p> <p style="padding-left: 20px;">普通株式 378,000千株</p> <p style="padding-left: 20px;">第一種優先株式 21,238千株</p> <p style="padding-left: 20px;">第二種優先株式 40,000千株</p> <p>発行済株式総数</p> <p style="padding-left: 20px;">普通株式 122,896千株</p> <p style="padding-left: 20px;">第一回第一種優先株式 19,238千株</p> <p style="padding-left: 20px;">第一回第二種優先株式 40,000千株</p> <p>16 旧商法施行規則第124条第3号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は、684百万円であります。</p> <p>17 会社が保有する自己株式の数</p> <p style="padding-left: 20px;">普通株式 277千株</p> <p>18 取締役及び監査役に対する金銭債権総額 1,354百万円</p> <p>19 取締役及び監査役に対する金銭債務総額 百万円</p>	<p>って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">5,576百万円</p> <p>12 有形固定資産の減価償却累計額 13,843百万円</p> <p>13 有形固定資産の圧縮記帳額 2,464百万円 (当事業年度圧縮記帳額 百万円)</p> <p>14 社債には、劣後特約付社債35,500百万円が含まれております。</p> <p>18 取締役及び監査役との間の取引による金銭債権総額 1,280百万円</p> <p>19 取締役及び監査役との間の取引による金銭債務総額 百万円</p> <p>20 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は950百万円であります。</p> <p>21 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,000百万円が含まれております。</p> <p>22 当行は、資金の効率的な運用を行うため株式会社福岡銀行とリボルピング有担保コール取引契約を締結しております。 当事業年度末におけるリボルピング有担保コール取引契約に係る実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>リボルピング有担保コール取引契約の総額</td> <td style="text-align: right;">50,000百万円</td> </tr> <tr> <td>契約実行残高</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">50,000百万円</td> </tr> </table> <p>23 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。 剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。 当該事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、160百万円であります。</p>	リボルピング有担保コール取引契約の総額	50,000百万円	契約実行残高	百万円	差引額	50,000百万円
リボルピング有担保コール取引契約の総額	50,000百万円						
契約実行残高	百万円						
差引額	50,000百万円						

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																					
<p>1 その他の経常費用には、その他の債権売却損509百万円を含んでおります。</p> <p>2 当事業年度において以下の資産について、収益力の低下及び継続的な地価の下落により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産についての帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(525百万円)として特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">熊本県内</td> <td>遊休資産 5物件</td> <td rowspan="2">土地建物等</td> <td>123 百万円</td> </tr> <tr> <td>営業用店舗 3ヶ店</td> <td>178 百万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">熊本県外</td> <td>遊休資産 3物件</td> <td rowspan="2">土地建物動産等</td> <td>222 百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>営業用店舗については最小区分である営業店単位(出張所については母店と一体とみなす)で、グルーピングを行っております。また、遊休資産については個別の物件毎にグルーピングを行っております。</p> <p>回収可能価額の測定は、正味売却価額であり、路線価に基づいて合理的な調整を行って算出した価格から処分費用見込額を控除して算定しており、重要性のある不動産については、不動産鑑定評価額等に基づいて算定しております。</p>		地域	主な用途	種類	減損損失	熊本県内	遊休資産 5物件	土地建物等	123 百万円	営業用店舗 3ヶ店	178 百万円	熊本県外	遊休資産 3物件	土地建物動産等	222 百万円			<p>1 その他の経常費用には、債権売却に伴う損失31,670百万円を含んでおります。</p> <p>2 当事業年度について以下の資産について、収益力の低下及び継続的な地価の下落並びに賃料水準の下落により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産についての帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(90百万円)として特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">熊本 県内</td> <td>営業用店舗 1ヶ店</td> <td rowspan="3">土地建 物等</td> <td>90 百万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸用不動産 - 物件</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休資産 - 物件</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">熊本 県外</td> <td>営業用店舗 1ヶ店</td> <td rowspan="3">土地建 物 動産等</td> <td>0 百万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸用不動産 - 物件</td> <td>- 百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休資産 - 物件</td> <td>- 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>営業用店舗については最小区分である営業店単位(出張所については母店と一体とみなす)で、グルーピングを行っております。また、賃貸用不動産及び遊休資産についてはそれぞれ個別の物件毎にグルーピングを行っております。回収可能価額の測定は、正味売却価額であり、路線価に基づいて合理的な調整を行って算出した価格から処分費用見込額を控除して算定しており、重要性のある不動産については、不動産鑑定評価額等に基づいて算定しております。</p>			主な用途	種類	減損損失	熊本 県内	営業用店舗 1ヶ店	土地建 物等	90 百万円	賃貸用不動産 - 物件	- 百万円	遊休資産 - 物件	- 百万円	熊本 県外	営業用店舗 1ヶ店	土地建 物 動産等	0 百万円	賃貸用不動産 - 物件	- 百万円	遊休資産 - 物件	- 百万円
地域	主な用途	種類	減損損失																																				
熊本県内	遊休資産 5物件	土地建物等	123 百万円																																				
	営業用店舗 3ヶ店		178 百万円																																				
熊本県外	遊休資産 3物件	土地建物動産等	222 百万円																																				
	主な用途	種類	減損損失																																				
熊本 県内	営業用店舗 1ヶ店	土地建 物等	90 百万円																																				
	賃貸用不動産 - 物件		- 百万円																																				
	遊休資産 - 物件		- 百万円																																				
熊本 県外	営業用店舗 1ヶ店	土地建 物 動産等	0 百万円																																				
	賃貸用不動産 - 物件		- 百万円																																				
	遊休資産 - 物件		- 百万円																																				

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	277	93	4	366	(注)1、2
第1回第一種優先株式		496	496		(注)3、4
第1回第二種優先株式					
合計	277	589	500	366	

- (注) 1 普通株式の自己株式の増加93千株は、単元未満株式の買取による減少であります。
- 2 普通株式の自己株式の減少4千株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。
- 3 第1回第一種優先株式の自己株式の増加496千株は、同優先株式の普通株式への転換請求による増加であります。
- 4 第1回第一種優先株式の自己株式の減少496千株は、同優先株式の消却による減少であります。

## (リース取引関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																														
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>動産</td> <td style="text-align: right;">1,938百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">1,938百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>動産</td> <td style="text-align: right;">1,059百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">1,059百万円</td> </tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>動産</td> <td style="text-align: right;">11百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">11百万円</td> </tr> </table> <p>期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>動産</td> <td style="text-align: right;">867百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">867百万円</td> </tr> </table> <p>(注)取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">337百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">541百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">878百万円</td> </tr> </table> <p>(注)未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・リース資産減損勘定の期末残高 11百万円</p> <p>・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">393百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">3百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">390百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">14百万円</td> </tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	動産	1,938百万円	その他	百万円	合計	1,938百万円	動産	1,059百万円	その他	百万円	合計	1,059百万円	動産	11百万円	その他	百万円	合計	11百万円	動産	867百万円	その他	百万円	合計	867百万円	1年内	337百万円	1年超	541百万円	合計	878百万円	支払リース料	393百万円	リース資産減損勘定の取崩額	3百万円	減価償却費相当額	390百万円	減損損失	14百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>動産</td> <td style="text-align: right;">1,683百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">1,683百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>動産</td> <td style="text-align: right;">1,168百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">1,168百万円</td> </tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>動産</td> <td style="text-align: right;">18百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">18百万円</td> </tr> </table> <p>期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>動産</td> <td style="text-align: right;">499百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">499百万円</td> </tr> </table> <p>・未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">283百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">328百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">612百万円</td> </tr> </table> <p>・リース資産減損勘定の期末残高 10百万円</p> <p>・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">327百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">4百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">278百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">44百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">7百万円</td> </tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。</p>	動産	1,683百万円	その他	百万円	合計	1,683百万円	動産	1,168百万円	その他	百万円	合計	1,168百万円	動産	18百万円	その他	百万円	合計	18百万円	動産	499百万円	その他	百万円	合計	499百万円	1年内	283百万円	1年超	328百万円	合計	612百万円	支払リース料	327百万円	リース資産減損勘定の取崩額	4百万円	減価償却費相当額	278百万円	支払利息相当額	44百万円	減損損失	7百万円
動産	1,938百万円																																																																														
その他	百万円																																																																														
合計	1,938百万円																																																																														
動産	1,059百万円																																																																														
その他	百万円																																																																														
合計	1,059百万円																																																																														
動産	11百万円																																																																														
その他	百万円																																																																														
合計	11百万円																																																																														
動産	867百万円																																																																														
その他	百万円																																																																														
合計	867百万円																																																																														
1年内	337百万円																																																																														
1年超	541百万円																																																																														
合計	878百万円																																																																														
支払リース料	393百万円																																																																														
リース資産減損勘定の取崩額	3百万円																																																																														
減価償却費相当額	390百万円																																																																														
減損損失	14百万円																																																																														
動産	1,683百万円																																																																														
その他	百万円																																																																														
合計	1,683百万円																																																																														
動産	1,168百万円																																																																														
その他	百万円																																																																														
合計	1,168百万円																																																																														
動産	18百万円																																																																														
その他	百万円																																																																														
合計	18百万円																																																																														
動産	499百万円																																																																														
その他	百万円																																																																														
合計	499百万円																																																																														
1年内	283百万円																																																																														
1年超	328百万円																																																																														
合計	612百万円																																																																														
支払リース料	327百万円																																																																														
リース資産減損勘定の取崩額	4百万円																																																																														
減価償却費相当額	278百万円																																																																														
支払利息相当額	44百万円																																																																														
減損損失	7百万円																																																																														

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前事業年度(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

当事業年度(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
貸倒引当金損金算入限度超過額 17,032 百万円	貸倒引当金損金算入限度超過額 18,108 百万円
減価償却損金算入限度超過額 241	減価償却損金算入限度超過額 202
退職給付引当金損金算入限度超過額 2,310	退職給付引当金損金算入限度超過額 2,482
繰越欠損金 5,075	繰越欠損金 27,856
その他 2,428	その他 3,347
繰延税金資産小計 27,086	繰延税金資産小計 51,995
評価性引当額 4,741	評価性引当額 24,760
繰延税金資産合計 22,345	繰延税金資産合計 27,235
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金 475	その他有価証券評価差額金 242
繰延税金資産の純額 21,870 百万円	繰延税金資産の純額 26,993 百万円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 40.40%	法定実効税率 40.40%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 0.42	交際費等永久に損金に算入されない項目 0.04
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 1.80	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 0.10
評価性引当額の増減 33.92	評価性引当額の増減 32.32
過年度課税所得の修正 0.41	過年度課税所得の修正 0.19
住民税均等割額 0.52	住民税均等割額 0.03
その他 2.38	その他 0.02
税効果会計適用後の法人税等の負担率 2.83%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 7.90%

## (1株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	231.37	240.12
1株当たり当期純利益 (は1株当たり当期純損失)	円	32.81	464.17
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	21.17	

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり当期純利益又は当期純損失			
当期純利益(は当期純損失)	百万円	4,682	57,034
普通株主に帰属しない金額	百万円	668	
うち利益処分による 優先配当額	百万円	668	
普通株式に係る当期純利益 (は当期純損失)	百万円	4,014	57,034
普通株式の期中平均株式数	千株	122,354	122,872
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	668	
うち優先配当額	百万円	668	
普通株式増加数	千株	98,841	
うち優先株式の転換請求権	千株	98,841	
希薄化効果を有しない為、潜在 株式調整後1株当たり当期純利益 の算定に含めなかった潜在株式 の概要			第一回第一種優先株式転換請求権及び第一回第二種優先株式転換請求権 なお、上記の優先株式転換請求権の概要は、「第4 提出会社の状況」中、「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」の脚注に記載のとおり。

なお、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在しますが、純損失が計上されているので記載しておりません。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

当行は、平成18年5月12日の取締役会決議に基づき、株式会社福岡銀行（本店：福岡市 頭取：谷正明）との間で、業務・資本提携を行うこと並びに共同持株会社の設立等を内容とする将来的な経営統合に向けた検討を開始することについて基本合意いたしました。その内容等につきましては以下のとおりであります。

1. 基本合意の目的

株式会社熊本ファミリー銀行と株式会社福岡銀行は、業務・資本提携並びに将来的な経営統合により、営業ネットワークの拡大等による顧客サービスの向上、地域社会への貢献、企業価値の持続的成長の実現及び従業員満足度の向上を目指します。

2. 業務・資本提携の内容

(1) 業務提携の内容

- 事業再生支援
- A T M相互無料提携
- ビジネスローン業務提携
- 法人ソリューション営業提携
- 個人向け営業提携
- 業務効率化提携

(2) 資本提携の内容

株式会社福岡銀行が株式会社熊本ファミリー銀行の公的優先株式を株式会社整理回収機構から全額買取ることについて、株式会社整理回収機構を通じて預金保険機構に対して申し出を行い、平成18年5月17日付で取得いたしました。

(株式会社福岡銀行が取得した株式会社熊本ファミリー銀行の公的優先株式の内容)

取得株式の総数	40,000,000株
取得価格	1株につき788円79銭
取得総額	31,551,600,000円
取得先	株式会社整理回収機構
取得日	平成18年5月17日

3. 将来的な経営統合に向けた検討の開始及びその方式・時期等

株式会社熊本ファミリー銀行と株式会社福岡銀行は、統合準備委員会を設置し、適正な資産査定等に基づき統合比率を決定のうえ、株主の承認及び関係当局の認可を前提として、平成19年春を目処に共同株式移転により持株会社を設立することについて検討を開始いたします。

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

- 1 株式会社熊本ファミリー銀行と株式会社福岡銀行は、平成19年4月2日付で共同株式移転により、完全親会社「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」を設立いたしました。

この結果、当行の主要株主に異動があり、当行は「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」の完全子会社となりました。

(1)経営統合の目的

両行は、相互の営業ネットワークの拡大による顧客サービスの向上を実現し、金融サービスを通じて地域社会に対してより多くの貢献を果たすとともに、従業員の満足度を向上し、両行の企業価値を持続的に成長させることでステークホルダーの期待を超える金融グループの実現を目指してまいります。

両行は、相互のスピーディーな成長の実現に向け、より効率的に経営資源を活用するとともに、より有効に両行のブランド価値を高めることでさらに広範な金融サービスをさらに広域に展開してまいります。

(2)統合形態

熊本ファミリー銀行と福岡銀行の共同株式移転による持株会社。

(3)持株会社の概要

商号 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ

(英文名称 Fukuoka Financial Group, Inc.)

事業内容 銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに附帯する業務を行います。

本店所在地 福岡県福岡市中央区天神二丁目13番1号(現 福岡銀行本店所在地)

設立時期 平成19年4月2日(月)

資本金 1,000億円

資本準備金 250億円

発行株式数 (設立日現在)

普通株式 755,916,290株

第一種優先株式 18,742,000株

第二種優先株式 40,000,000株

単元株式数 普通株式 1,000株

優先株式 1,000株

決算期 毎年3月31日

(4)株式移転比率

福岡銀行の株式1株に対して、持株会社の普通株式1株

熊本ファミリー銀行の普通株式1株に対して、持株会社の普通株式0.217株

熊本ファミリー銀行の第一回第一種優先株式(民間優先株)1株に対して、持株会社の第一種優先株式1株

熊本ファミリー銀行の第一回第二種優先株式(旧公的優先株)1株に対して、持株会社の第二種優先株式1株

## 2 欠損の填補のための資本の減少

当行は、平成19年6月18日開催の取締役会決議に基づく、減資および準備金減少に関する議案について、平成19年6月25日開催の定時株主総会におきまして、下記のとおり承認可決されました。

### (1) 資本の減少

#### 目的

平成19年3月期末における繰越損失56,115,610,785円を一掃するため。

#### 減少する資本金の額

資本金の額34,262,032,022円を25,531,267,820円減少して8,730,764,202円とする。

#### 資本金減少の方法

発行済株式総数の変更を行わず、資本金の額のみを減少する。

#### 欠損の填補に充てる額

25,531,267,820円

#### 資本減少の日程

- |               |                |
|---------------|----------------|
| a 株主総会決議日     | 平成19年6月25日     |
| b 債権者異議申述最終期日 | 平成19年7月26日(予定) |
| c 効力発生日       | 平成19年7月27日(予定) |

### (2) 準備金の減少

#### 目的

平成19年3月期末における繰越欠損56,115,610,785円を一掃するため。

#### 減少する準備金の額

準備金の総額23,484,342,965円から資本準備金の全額にあたる23,164,342,965円および利益準備金の全額にあたる320,000,000円の合計額23,484,342,965円を減少させる。

#### 欠損の填補に充てる額

減少額の全額を欠損の填補に充てる。

#### 準備金減少の日程

- |               |                |
|---------------|----------------|
| a 株主総会決議日     | 平成19年6月25日     |
| b 債権者異議申述最終期日 | 平成19年7月26日(予定) |
| c 効力発生日       | 平成19年7月27日(予定) |

【附属明細表】

当事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	12,390	132	184 (33)	12,338	9,036	241	3,301
土地	12,534	270	67 (46)	12,737			12,737
建設仮勘定		35		35			35
その他の有形固定資産	5,847	560	(3)	6,156	4,806	265	1,350
有形固定資産計	30,772	998	503 (83)	31,268	13,843	507	17,424
無形固定資産							
ソフトウェア				1,139	707	193	431
その他の無形固定資産				112	47	1	64
無形固定資産計				1,251	755	195	496

(注) 1 当期減少額欄における( )内は減損損失の計上額(内書き)であります。

2 無形固定資産の金額は、資産の総額の100分の1以下であるため、「期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

3 当期の減損損失の金額には有形固定資産に係る減損損失の金額83百万円その他、リース資産に係る減損損失の金額7百万円があります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	15,843	26,998	4,077	11,765	26,998
一般貸倒引当金	7,880	13,924		7,880	13,924
個別貸倒引当金	7,962	13,074	4,077	3,884	13,074
うち非居住者向け 債権分					
投資損失引当金	75		75		
賞与引当金	400	489	400		489
その他の偶発損失引当金	414	494	0	414	494
計	16,732	27,982	4,553	12,179	27,982

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものです。

一般貸倒引当金・・・洗替による取崩額

個別貸倒引当金・・・主として税法による取崩額

その他の偶発損失引当金・・・主として洗替による取崩額

未払法人税等

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	85	96	85		96
未払法人税等	26	23	26		23
未払事業税	59	73	59		73

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末(平成19年3月31日現在)の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

資産の部

預け金 日本銀行への預け金41,680百万円、他の銀行への預け金769百万円その他であります。

その他の証券 投資事業有限責任組合出資持分284百万円であります。

未収収益 貸出金利息988百万円、有価証券利息351百万円その他であります。

負債の部

その他の預金 外貨預金347百万円、別段預金6,011百万円その他であります。

未払費用 預金利息3,628百万円、未払事務委託費91百万円その他であります。

前受収益 貸出金利息884百万円その他であります。

(3) 【その他】

重要な訴訟事件

平成17年12月2日に東京地方裁判所から破産手続の開始決定を受けた木村建設株式会社の破産管財人弁護士が、同社に対する当行の一連の処理に関し「行為の否認」1,355百万円、並びに「損害賠償」3,000百万円として総額4,355百万円を求める提訴を行い、平成19年3月29日に当行に対し東京地方裁判所より「行為の否認」のうち1,305百万円の支払いを命ずる判決が出されましたが、当行は同判決内容を不服として東京高等裁判所に控訴しております。また、木村建設株式会社の破産管財人弁護士も「損害賠償」等3,049百万円を却下した同判決内容を不服として東京高等裁判所に控訴しております。

当行としては、あくまでも一連の耐震構造偽装問題に絡む社会的な問題であり、また当行の対応については何等問題ないものと考えております。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	壹株券、拾株券、五拾株券、百株券、五百株券、千株券、壹万株券、十万株券、百万株券及び100株未満の株式数を表示した株券
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都杉並区和泉二丁目8番4号 中央三井信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	中央三井信託銀行株式会社 全国各支店 日本証券代行株式会社 本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	1枚につき200円
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都杉並区和泉二丁目8番4号 中央三井信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	中央三井信託銀行株式会社 全国各支店 日本証券代行株式会社 本支店
買取手数料	当行の株式取扱規則に定める額
公告掲載方法	当行の公告方法は、電子公告とする。但し事故等の止むえない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞及び熊本市において発行する熊本日日新聞に掲載して行う。 なお、当該ホームページのアドレスは、 <a href="http://www.kf-bank.jp">http://www.kf-bank.jp</a> であります。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当行は当銀行の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できない旨を定款で定めております。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利。
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利。
4. 第11条に定める請求をする権利。

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当行には、証券取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |  |                          |
|--|--------------------------|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類<br>事業年度（第14期）（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）                          | 平成18年6月29日<br>関東財務局長に提出  |
| (2) 訂正発行登録書<br>平成18年1月27日に提出した発行登録書（期限前償還条項付無担保社債）<br>に係る訂正発行登録書であります。             | 平成18年6月29日<br>関東財務局長に提出  |
| (3) 有価証券報告書の訂正報告書<br>平成18年6月29日に提出した有価証券報告書に係る訂正報告書であります。                          | 平成18年7月26日<br>関東財務局長に提出  |
| (4) 訂正発行登録書<br>平成18年1月27日に提出した発行登録書（期限前償還条項付無担保社債）<br>に係る訂正発行登録書であります。             | 平成18年7月26日<br>関東財務局長に提出  |
| (5) 臨時報告書<br>企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号<br>（特定子会社の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。            | 平成18年9月22日<br>関東財務局長に提出  |
| (6) 訂正発行登録書<br>平成18年1月27日に提出した発行登録書（期限前償還条項付無担保社債）<br>に係る訂正発行登録書であります。             | 平成18年9月22日<br>関東財務局長に提出  |
| (7) 半期報告書<br>中間会計期間（第15期中）（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）                                 | 平成18年12月20日<br>関東財務局長に提出 |
| (8) 臨時報告書<br>企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3<br>（共同株式移転）の規定に基づく臨時報告書であります。            | 平成18年12月22日<br>関東財務局長に提出 |
| (9) 臨時報告書<br>企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号<br>（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。            | 平成18年12月27日<br>関東財務局長に提出 |
| (10) 有価証券報告書の訂正報告書<br>平成18年6月29日に提出した有価証券報告書に係る訂正報告書であります。                         | 平成19年2月28日<br>関東財務局長に提出  |
| (11) 半期報告書の訂正報告書<br>平成18年12月20日に提出した有価証券報告書に係る訂正報告書であります。                          | 平成19年2月28日<br>関東財務局長に提出  |
| (12) 臨時報告書<br>企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第4号<br>（親会社の異動、主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。 | 平成19年4月2日<br>九州財務局長に提出   |
| (13) 臨時報告書の訂正報告書<br>平成18年12月22日に提出した臨時報告書に係る訂正報告書であります。                            | 平成19年4月9日<br>関東財務局長に提出   |

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成18年6月29日

株式会社熊本ファミリー銀行  
取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員 公認会計士 江 島 猛 博 ⑩  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 奥 村 勝 美 ⑩  
業務執行社員

### 監査法人トーマツ

指定社員 公認会計士 福 岡 典 昭 ⑩  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 竹之内 高 司 ⑩  
業務執行社員

私たち監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社熊本ファミリー銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たち監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たち監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たち監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たち監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たち監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社熊本ファミリー銀行及び連結子会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

(追記情報)

- (1) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は、当連結会計年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により連結財務諸表を作成している。
- (2) 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年5月12日の取締役会の決議に基づき、株式会社福岡銀行との間で業務・資本提携を行うこと並びに共同持株会社の設立等を内容とする将来的な経営統合に向けた検討を開始することについて基本合意している。

会社と私たち監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成19年6月26日

株式会社熊本ファミリー銀行  
取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員 公認会計士 工 藤 政 春 ⑩  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 村 田 賢 治 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社熊本ファミリー銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社熊本ファミリー銀行及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

- (1)重要な後発事象1に記載されているとおり、会社は株式会社福岡銀行と、平成19年4月2日付で共同株式移転により完全親会社「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」を設立した。
- (2)重要な後発事象2に記載されているとおり、会社は平成19年6月25日開催の定時株主総会において、資本金および準備金の額の減少を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

# 独立監査人の監査報告書

平成18年6月29日

株式会社熊本ファミリー銀行  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 江 島 猛 博 ⑩

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 奥 村 勝 美 ⑩

## 監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 福 岡 典 昭 ⑩

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 竹之内 高 司 ⑩

私たち監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社熊本ファミリー銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たち監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たち監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たち監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たち監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たち監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社熊本ファミリー銀行の平成18年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

(追記情報)

- (1) 会計方針の変更に記載のとおり、会社は、当事業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により財務諸表を作成している。
- (2) 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年5月12日の取締役会の決議に基づき、株式会社福岡銀行との間で業務・資本提携を行うこと並びに共同持株会社の設立等を内容とする将来的な経営統合に向けた検討を開始することについて基本合意している。

会社と私たち監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成19年6月26日

株式会社熊本ファミリー銀行

取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 工 藤 雅 春 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 村 田 賢 治 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社熊本ファミリー銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社熊本ファミリー銀行の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

- (1)重要な後発事象1に記載されているとおり、会社は株式会社福岡銀行と、平成19年4月2日付で共同株式移転により完全親会社「株式会社ふくおかフィナンシャルグループ」を設立した。
- (2)重要な後発事象2に記載されているとおり、会社は平成19年6月25日開催の定時株主総会において、資本金および準備金の額の減少を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

